

九 中国関税問題	八二七
一〇 中国外交関係雑纂	九〇〇

(在北京ソ連邦大使館構内搜索事件その他)

日本外交文書 昭和期Ⅰ第一部第一卷 日付索引

一 東方会議

1 昭和2年6月21日～7月7日	
東方會議關係	
I 東方會議準備會議	2
一、經濟特別委員會議事録	2
二、滿蒙特別委員會議事録	14
II 東方會議經過報告	16
一、開催ノ由来	17
二、會議ノ準備	17
三、會議ノ構成及進行方法	17
四、會議ノ經過	21
五、會議關係雜	39
(イ)會議經過發表ニ関スル件	
(ロ)會議中配付書類目録	
(ハ)會議準備参考書類目録	
付録	42
甲号 滿蒙ニ於ケル政情ノ安定並懸案解決	
ニ関スル件	42
III 東方會議關係書類	56
一、會議ニ関スル準備組織ニ関スル件	56
(昭和二年五月九日起草)	
二、在支芳沢公使ノ支那時局意見	56
(昭和二年六月上旬)	
三、在奉天吉田總領事ノ北支時局ニ関スル意見	59
(昭和二年六月上旬)	
四、在哈爾濱天羽總領事意見	61
(昭和二年五月三十一日)	
五、当面ノ対支問題研究上顧慮スヘキ要点	
松井七夫(昭和二年六月十日)	64
乙号 対支經濟發展策	47
丙号 長江方面居留民救恤ニ関スル件	50

I ※ 東方會議準備會議

一、經濟特別委員會議事録

(第一回) 議事録

一、六月二十一日午前九時ヨリ午後十二時半迄外務省内第一會議室別室ニテ開催

二、出席者 森、芳沢、植原、矢田、木村、齋藤各委員

谷、村井、中山、三浦各幹事 山本、森、田中  
各事務官

三、議事内容

(イ) 議題 「対支經濟發展策」(通商局案) 第一号乃至第

四号

(ロ) 決定事項

(一) 支那ニ於ケル事変保險制度ノ新設

(決定) 本案ノ趣意ニハ賛成ナリ但シ政府補償額ノ割合及填補スヘキ損害ノ範圍ノ制限等ニ付専門家ヲシテ研究セシムルノ必要アルコト

(二) 在支中小商工業者ニ対スル金融機關ノ整備

(決定) 本案ノ趣旨ニハ異議ナシ但シ本案ノ運用ハ相当困難ナルヘク殊ニ滿州ニ之ヲ適用スルヤ否ヤニ付テハ大イニ考慮ヲ要ス

(三) 外交官、領事官及外務書記生特別任用ノ範圍擴張並右特任官ノ増置

(決定) 本案ニハ大体異議ナキモ員數ハ更ニ之ヲ増加スルノ必要ナキヤ等更ニ考究ノ必要アルヘシ

(四) 支那ニ於ケル銀資金ノ設置

(未定)

(ハ) 議事経過

(一) 支那ニ於ケル事変保險制度ノ新設

植原参与官ヲ座長ニ推シ議事ニ入ル(午前九時十五分)

齋藤通商局長ヨリ大要左ノ如キ説明ヲナス

政府補償金額算出ノ基礎ハ従来ノ支那事変ニ依ル邦人損害額ヲ毎年百万円以内ト見積リ其ノ半額ヲ政府ノ負担トセシモノナリ現在ト雖モ事変保險ノ制ハアルモ保險料率ノ余リニ高キ為利用者極メテ少キ有様

(木村) 移動の商品ニモ之ヲ及ホサントセハ五十万円

ニテハ不足ナラスヤ

(齋藤) 原案ハ右商品ニモ包含セシメ居ル立前ナリ

唯實際上此ノ如キ商品ヲ保險会社カ取扱フコトハ

比較的少ナルヘシ

(芳沢) 因ニ南京事件ノ損害額ハ如何程ナリヤ

(三浦) 領事ノ報告ニ依レハ個人損害約五十万円外ニ

領事館損害二十万円ナリ

(谷) 保險会社カ拒絶スル場合必要ニ応シ金額ヲ補償

スルノ案アルヘシ

(村井) 危険率カ非常ニ大ナルトキハ会社ハ如何ニス

ルモ取ラサルヘシサレハトテ金額ヲ補償スルカ如

キコトヲナセハ冒險ヲ奨励スル結果トナルヘシ尤

モ保險業者ニ一層情報ヲ供給セハ彼等ノ引受拒絶

ノ態度ヲ多少緩和シ得ヘシ

(植原) 本案ヲ議會ニ出ストセハ左ノ三点問題トナル

ヘシ

(イ) 民間保險会社トハ何カ

(ロ) 事変トハ何カ

(ハ)被保險者ノ加入ノ時期ヲ如何ニ限定スルカ之ナリ

(村井) 事変ノ定義ハ通常保險証書ニ明記セラル

(齋藤) 事故ノ何ケ月カ前ニ保險ニ付シタル事ヲ要件トセハ危険急迫ノ際一時ニ保險ヲ付スルコトヲ防  
止シ得ヘシ之等ノ点ハ専門家ノ意見ヲモ徴シタル  
上本案(内)号ニモアル通り適當ノ取締及制限ヲ設ケ  
度キ考ナリ

(植原) 実業家ニ諮ルニ先立チテ先ツ専門学者ノ意見  
ヲ聴ク方可ナルヘシ

(村井) 政府ノ補償額ヲ半額トシタルハ政府力過大ノ  
補償ヲ為ストキハ保險会社カ本制度ヲ濫用スル虞  
アルニ依ル

(植原) 補償額ノ割合ヲ如何ニ定ムヘキカノ問題ハ保  
險契約時期ノ問題ト関連スルカ故ニ此等ハ専門家  
ヲシテ研究セシムヘシ

(木村) 奥地ヨリ商品ノ買付ヲナス場合如何ナル限度  
迄本案ヲ適用スヘキカ問題ナリ又保險会社ニ付テ  
モ制限ノ必要アルヘシ

救済ヲ行フニ在リ初メヨリ政府ハ多少ノ危険ヲ負  
担スルノ覚悟ナリ即チ貸付金ノ回収ヨリモ対支企  
業ノ奨励ニ重キヲ置クモノナリ尚組合ハ内地ノ産  
業組合ノ好成绩ナルニ鑑ミ此方モ法律ニ依ル強制  
組合ト致シ度シ

(中山) 本資金カ内地ヘ逆輸入セラルル虞ナキヤ

(齋藤) 何トカ監督ノ方法ヲ講スヘシ

(植原) 貸倒レヲ覚悟スルト云フ説明ニテハ議會ハ通  
ラサルヘシ

(齋藤) 満州ハ暫ク除外シテ主トシテ長江方面ニ貸付  
クルコトト致度シ

(全員) 趣旨ハ賛成ナルモ運用ニ相当困難アルト認ム  
又満州除外ノ必要アルヘシ

(三)外交官、領事官及外務書記生特別任用ノ範圍拡張並  
右特任官ノ増置

森政務次官植原参与官ニ代リ座長トナル

齋藤通商局長ヨリ説明ヲ為シ、今ノ商務官ハ或ハ將  
來商工省ニ讓ラサル可ラサルカ之ニ關係ナク經濟問  
題ニ関シ専門的知識ヲ有スルモノヲ特任シ之ヲ所要

(全員) 本案ノ趣旨ニハ異議ナキモ政府補償額ノ割合  
及填補スヘキ損害ノ範圍ノ制限等ニ付専門家ヲシ  
テ研究セシムヘキコトニ決ス

(二)在支中小商工業者ニ対スル金融機關ノ整備  
齋藤通商局長ヨリ説明ヲ為シ財源ハ公債ニ依ルモノ  
ナル旨ヲ述フ

(芳沢) 貸付方法ハ余程注意ヲ要ス貸倒ヲ防ク為何等  
カノ方法ヲ講スルノ要アリ

(木村) 青島ノ低利資金融通ノ例ニ徴シ銀行監督官ノ  
如キモノヲ領事館ニ置キ嚴重ニ監督ヲ為スノ要ア  
リ

(中山) 趣旨ニハ賛成ナルモ支那ニ於ケル現状ハ貸付  
金ナキヨリモ寧ロ借入者側ニ於テ担保無キ有様ナ  
リ又本資金カ從來ノ回収不能ノ固定貸ニ吸収セラ  
レ終ルノ虞ナキヤ

(齋藤) 担保貸ノ外ニ信用貸ノ余裕ヲ取り置ク積ナリ  
(中山) 信用貸ノ為組合ヲ作ラシムルモ結局無資力者  
ノ集合ニ終ルノ虞ナキヤ

(齋藤) 本案ノ目的ハ或程度迄政府カ中小商工業者ノ

公館ニ配置シ以テ領事事務ノ円滑ナル遂行ヲ期セム  
トスルモノナル旨ヲ述フ

(森) 現状ニテハ専門家ヲ得ルコトハ待遇上不可能ナ  
ラム又若キ者ヲ養成スルコトモ不可能ナリ

現在ノ如クコンミティー又ハ商業會議所等ヲ利用  
スルコトト致度シ

(矢田) 右ノコンミティー等ノ外ニ領事館内部ニ經濟  
事情ニ通スル者ヲ置ク必要アリ

(森) 現在ノ輿論ハ外交機關ノ拡張ヲ要求シ居ルカ故  
ニ會議後ニテモ此ノ方面ノ立案ヲ致シ度シ

(全員) 本案ノ趣旨ハ大体異議ナカリシモ其ノ員數等  
ハ研究ノ余地アルヘシ

(四)支那ニ於ケル銀資金ノ設置  
齋藤通商局長説明ヲ為ス

(森) 日本ノ主ナル貿易先ハ銀本位國ナリ平時ノ貿易  
ニ於テ又戰時ノ物資購入ノ場合ニ於テ日本カ過去  
ニ於テ銀ヲ有セサリシ為招キタル損失ハ甚大ナリ  
從テ此等諸國ニ於ケル中商工業者ニ対スル銀資供  
給及戰時ニ備フル為ニ銀資金設定ノ要アルヘキモ

本案ノ如ク為替資金トシテノ銀資設定ハ寧ロ第二ノ問題ナラスヤ現ニ為替銀行ノ多クハ為替ノ差ニ依リテ利ヲ占メ居ルモノニシテ従来本案ノ如キニ反対シ来レル關係モアリ旁右ノ如キ銀行ニ本資金預托スルコトハ本案ノ趣旨ヲ没却スルニ至ルヘシ

(齋藤) 最初ハ極メテ広キ目的ノ為ノ銀資設定案ヲ有シタリシモ是カ為ニハ極メテ多額ノ資金ヲ必要トシ其実行困難ナルノミナラス企業資金融通ノ為ニハ低資貸出ノ道ヲ講スルコトトシタルヲ以テ茲ニハ差当り事変又ハ投機等特殊原因ノ為ニ生スル為替變動ニ備フル為ニ一千万円ノ資金ヲ設定スルコトトシタル次第ナリ

(森) 差当リノ問題トシテハ寧ロ銀資金銀行ヲ設ケ之ヲ事業資金トスルコト必要ナラスヤ

(齋藤) (一)ノ低利資金貸付ヲ銀資トシテ融通スルコトモ一案ナルヘシ

(森) 上海辺ノ小商人ハ現ニ日本ノ銀行ヲ充分利用シ居ラス

又支那税関ニ受入レル銀ハ目下香上銀行ニ入レラレ

#### (四)「支那ニ於ケル銀資金ノ設置」ニ関シテハ

(イ) 政府カ常ニ銀資金ヲ有スルノ必要アルコト

(ロ) 支那ニ於ケル邦人実業家ニ銀金融ノ途ヲ開クコト

(ハ) 現ニ支那ニ在ル日本ノ銀ヲ依然其ノ地ニ置カシムルノ要アルコト

ノ三点ヲ基礎トシ通商局長ニ改案ヲ一任スルコトニ決ス

#### (六)「対支經濟的活動ノ善導統一」ニ関シテハ

融資ノ為特ニ法律ヲ作ルコトハ暫ク差控ヘ内規ヲ以テ融資ノ途ヲ講スルコトニ改ムルコト

#### (七)「日華実業会館ノ設置」ハ

撤回スルコト

#### 五、討議経過

午前九時五十分森政務次官開會ヲ宣シ前回ニ引続キ「対支經濟發展策」ヲ議題トシ討議ニ入ル

#### (四)支那ニ於ケル銀資金ノ設置(続キ)

(森) 為替資金トナスコトニハ異議アリ寧ロ銀資金ヲ融通シ得ル銀行ヲ設立スルコト最モ肝要ナリ、為替問題ハ全然自由競争ニ任スヲ可トス現在支那ニ於テ実

居ルモ之ヲ日本ノ銀行ニ吸収スル必要アリ

(木村) 関税保管銀行問題ニ付テハ政府ニ於テモ夙ニ考究且日本銀行割込ニ付テモ十分尽力シ来レル次第ナリ

(芳沢) 政況安定カ先決問題ノ如ク思ハル

本案ニ付テハ何等決定ヲ見ルニ至ラス

午後十二時半散會

#### (第二回) 議事録

一、六月二十三日午前九時五十分ヨリ正午迄外務省内第一會議室別室ニ於テ開催

二、出席者、森、芳沢、出淵、吉田、植原、高尾、矢田、

木村、齋藤各委員、谷、村井、三浦各幹事、山

本、森、田中各事務官

#### 三、議題

(イ)「対支經濟發展策」(前回ノ続キ)

(ロ)「長江方面居留民ノ救済及復帰ニ関スル対策」

#### 四、決定事項

「対支經濟發展策」ノ内

業家ノ最モ苦痛トスル点ハ為替ノ高下ニ非スシテ事業資金ヲ得ラレサル点ニアリ

(木村) 本案ハ大藏省ノ現ニ死蔵スル銀一千万円ノ利用方法トシテ考案セラレタル次第ナリ即チ上海ニ現送セラレタル七百五十万円ノ銀ヲ日本ニ逆送セシメサランカ為ナリ

(出淵) 三年前ヨリ銀資金銀行ヲ設立シテ中小工業者ノミナラス支那人ニモ銀資金ヲ貸出シ排日迄モ防止セムトスル計画アリシカ実行不可能ナリキ、七百五十万円ヲソノ儘押ヘ置クコト必要ナルニ付其利用方法ヲ考慮シ度シ

(森) 問題ハ三点ニ歸着ス

一、政府カ銀資金ヲ常ニ有スル要アルコト

二、支那ニ於ケル邦人実業家ニ銀金融ノ途ヲ開クコト

三、現ニ支那ニアル日本ノ銀ヲ依然其ノ地ニ置カシムルノ要アルコト

之ナリ此等ニシテ決セハ具体的立案ハ通商局長ニ一任シ度シ

(出淵) 右ハ必スシモ外務省主管ノ事業トスルヲ要セス  
(森) 支那海關收入保管銀行ニ日本ノ銀行ヲ割込マシメ  
度キ希望ナリ

(芳沢) 其ノ点ハ關稅會議以來斷ヘス努力シ居ル所ナリ  
(吉田) 及(森)ノ間ニ為替事業ニ付政府ノ干渉ヲ必要  
トスルヤ否ヤニ付議論ス

(芳沢) 現在ノ如キ政情ノ下ニ於テハ事業ニ投資スルコ  
ト不可能ナリ斯ノ如キ事態ノ除去ニ努メ度シ

(森) 満州ニ於テハ銀金融機関ハアルモ他ノ地方ハ必ス  
シモ然ラス

結局前記森委員ノ意見ノ如ク前記三点ニ決定シ通商局  
ニ於テ別ニ立案スルコトトナル

(芳沢) 本問題トハ離ルルモ奉天票問題ト関連シ東三省  
財政安定ノ為獨立銀行ヲ作り度キ私案ヲ有ス

内對支經濟的活動ノ善導統一

齋藤通商局長説明ヲ為ス

(森) 今日ノ如ク支那トノ經濟關係錯綜シ来リテハ外務  
省ノミカ之ニ関与シテ行クコトハ困難ナラスヤ

經濟通商問題ニ付テハ外務省ハ寧ロ手ヲ引キ之ヲ内

ナリ融通ノ為ニ内規ヲ作レハ足レリ

(齋藤) 然ラハ法律ヲ以テ産業組合ヲ作ルコトハ暫ク控  
ヘ内規ヲ作りテ融通ノ途ヲ開クコトトスヘシ

(全員) 資金融通ノ標準ハ内規ヲ以テスルコトニ一同異

議ナシ

(七)日華實業會館ノ設置

山本事務官説明ヲ為ス

(植原) 本案ハ実効ナカルヘシ又政府ノ為スヘキコトニ  
非ス実業家ノ自覚ニ俟ツヘシ

(木村) 其他一同モ原案ニ反対

(齋藤) 原案ヲ撤回ス

次テ「長江方面居留民ノ救済及復歸ニ関スル対策」ヲ  
議題トス

三浦幹事説明ヲ為ス

正午十二時閉會

(第三回) 議事録

一、六月二十四日午後二時半ヨリ五時迄外務省内第一會議  
室ニ於テ開催

地ノ他ノ官庁ニ委スコト可ナラスヤトノ私案ヲ有ス  
(芳沢) 右森委員ノ案ハ理屈トシテハ可ナルモ実行上困  
難アルヘシ

(森) 産業組合モ法律ヲ作りテ行フヨリモ出先ノ事情ニ  
応シ領事ヲシテ適當ニ斡旋セシムルコトニテ充分ナ  
ルヘシ

(齋藤) 組合ニ法人格ヲ与ヘサレハ信用ヲ授ケルニ不便  
多ク法人格ヲ与フル為ニハ法律ヲ出スヨリ外ハナシ

(森) 組合其モノハ結構ナルカ内地ノ組合ニ對スル程政  
府カ責任ヲトル必要ナルヘシ其処迄外務省カ立入  
ツテ世話スルコトハ考ヘ物ナリ

少クトモ長江流域ニ於テハ既ニ經濟的活動ハ芽ヲ吹  
キ居ルニ付此上ハ自由放任カ一方法ナルヘシ

(木村) 必スシモ然ラス蒔キタル種子ニ肥料ヲ与フルノ  
必要アル時代ニハ非ルカ

(森) 然ラハ四千万円位ノ融通ニテハ何ノ役ニモ立タサ  
ルヘシ中小商人ノ組合ヲ作ルコトニ反対ナキモノソレ  
ヨリモ前ニ現ニ何物カヲ有スル者ニ金融ノ方法ヲ講  
スルコト第一ノ問題ナリ産業組合ノ為ノ法律ハ不要

二、出席者 森、芳沢、出淵、吉田、植原、高尾、矢田、

木村、齋藤各委員、谷、中山、三浦各幹事、

坪上會計課長、森書記官

三、議題 「長江方面居留民ノ救済及復歸ニ関スル対策」

四、決定事項

(イ)ノ一、困窮者救済費ハ承認セラル

(ロ)ノ二、復歸旅費ハ困窮者救済費中ニ包含セシムルコ  
ト

(ハ)ノ三、復興資金ハ民団等ヲ通シテ貸付クルコトトシ  
之ヲ直接損害立替補償金ト相關連セシムルコト

(ニ)費用支出ハ全部予備金支出ノ方法ニ依リ迅速ニ行フコ  
ト

(ホ)以上ノ意見ニ從ヒ主任者ニ於テ改案ヲ為スコト

五、討議概要

森政務次官ヲ座長ニ推シ直ニ質疑応答ニ入ル(午後二時  
半)

(植原) 復歸シ得ル地ニハドシドシ帰ラスコト可然

復興資金ハ貸スコトトナリ居ルモ寧ロ条件ヲ付シテ  
与ヘル方可ナラスヤ

(芳沢) 貸与ト云フモ實際上取レサルヘシ

(木村) 始メヨリ与ヘルコトハ将来ノ例トモナルヘク不  
可ナリ又大蔵省モ与ヘルコトニ賛成セサルヘシ

(植原) 中小商人救済ノ為ノ四千万円支出モアルコトナ  
レハ之ヲ彼ニ譲リ此ノ方ヲ止メニシテハ如何

(芳沢) 他方ノ者カ返スマテ一方ノ者ハ返ササルカ如キ  
コトニナラサルヤ

(坪上) 手続ノ上ニテハ貸与ハ面倒ナリ

(中山) 中間ノ方法モ立チ得ヘシ例ハ民団へ与へ民団ヨ  
リ貸与セシメ得ヘシ

(谷) 陳情委員ノ希望ノ主ナル点ハ左ノ三ツナリ

(1) 昨今ヲ凌ク救恤資金ヲ頂キ度シ

(2) 賠償カ急ニ取り得ストスレハ政府ニテ肩代リテ願  
度シ

(3) コレカラ先ノ運転資金ヲ頂キ度シ

(木村) 賠償金ト救済資金トヲ関連セシメ賠償金ニテ借  
リタル資金ヲ払ハシムヘシ

(三浦) 引揚民中ニハ損害ヲ受ケタル者割合ニ少キカ故  
ニ賠償金ノ意味ノミニテ金ヲ与フトスレハ多クノ者

少限度ニ止メタル旨ヲ述へ又復興資金ハ貸付トスヘ  
ク且民団等ヲ通シテ為スヲ可トスヘシト述フ

(出淵) 従来ノ未解決懸案多キニ拘ラス今回ノ時局ニ依  
ルモノノミニ救済ヲ与ヘテモ差支ナキモノナリヤ尼  
港事件、山東還付ノ際回収不能ノ諸借款等ノ権衡ヲ  
モ考ヘサル可カラス何レニセヨ復興資金ハ上海、漢  
口等ノ民団ニ貸付ケ且個人ニハ此等ヲ通シテ貸与ス  
ルコトトスヘシ

(植原) 予備金支出ヲ要ストスレハ第一項ノ困窮者救済  
費ニ限ルコトトシ復帰ノ旅費モ之ニ包含セシムヘシ

(高尾) 全然食ヘサル者ニ救済金ヲ与フル外復興資金ト  
シテ低利資金ヲ融通スルノ必要アリ

(出淵) 今回ノ如キ事件カ将来繰リ返サルルコトナキヲ  
保セサルカ故ニ支出金額ハ最小限度トスヘシ

(三浦) 今回ハ前例ノナキ程大規模ナル引揚ニテ又引揚  
民モ政府ノ命令ニ依リ引揚ケタリトノ印象モ有ルコ  
トナレハ之ハ特別ノモノトシテ救済ノ要アル次第ナ  
リ

(矢田) 今回ノ救済ハ何レニセヨ実行シテ頂キ度キモノ

ハ復興資金ヲ受ケ得サルコトトナル尚中支避難民連  
合会ノ陳情書ノ大要ヲ申上クヘシ

(芳沢) 六カ月前ニ復帰シタル者モ救済金ヲ六ヶ月全  
部ニ互リテ受ケ得ルヤ

(三浦) 早く復帰シタル者ハ与フル際其ノ事情ヲ参酌ス  
ル積ナリ

(斎藤) 引揚民全部ヲ其儘帰サスコトニハ反対ナリ支那  
ニ於テ働キ居ル日本人ノ内ニハ質ノ悪シキ者アリ此  
ノ如キ者ハ此ノ際帰ラシメサルヲ可トス故ニ団体ニ  
復興資金ヲ与ヘ之ヲシテ復帰者ヲ選択セシムヘシ

(木村) 間接損害ヲ受ケタルニ過キササルモノニ金ヲ与フ  
ルノ必要ナシ

(森) 復興資金ノ問題ヲ先ツ決シ度シ

(芳沢) 引揚カ命令ニヨレルカ任意ニセルカノ点ハ此ノ  
問題ニ重大ナル關係ヲ有スル点ナルヘシ

(高尾) 漢口付近ノ引揚ノ状況ヲ説明シ漢口ニテハ引揚  
ヲ命シタルハ居留地外ノ婦女子ノミナレトモ上流ニ  
ハ居留民全部ニ引揚命令ヲ発シタル地多キコト及漢  
口ニテハ引揚ノ際補助シタル額モ民団ト協力シテ最

ナリ

(芳沢) 長江ノ現状ニテハ復興資金モ多ク無駄ニナラサ  
ルカラ虞ルルモ命令ニ依リ引揚モアル以上何等カノ  
方法ヲ講セサル可ラス但シ復興資金ヲ貸与スルニ付  
テハ嚴重ナル査定ヲ必要トスヘシ

(木村) 長沙ハ今ノ処復帰不能ナルモ重慶ナトハ復帰ヲ  
希望シ居レリ

(出淵) 引揚ヲ命令セルモノト勸告セルモノトハ五十歩  
百歩ニテ重キヲ置クノ要ナシ又引揚ヲ命シタリトテ  
政府ニ賠償ノ義務ヲ生スルモノニモ非ラス

(矢田) 復帰ノ際引揚民ヲ選択セムトノ斎藤委員ノ案ハ  
結構ナルモ実行困難ナルヘシ

(斎藤) 予備金支出ノ内第一ハ将来ノ通商發展上出ス必  
要アルヘシ

第二ハ第一ニ合併スルヲ可トス

第三ハ銀資金ト関連セシメ低利資金ヲ貸付クルコト  
トシ且被害地ノ事情ヲ考慮スルコトト致度シ

(谷) 賠償ト関連セシムルコトハ可ナルモ銀資金ト関連  
セシムルトキハ救済ハ手取り早く行カサルヘシ

(齋藤) 復歸ハ自然ニ任スモ可ナリ急ク必要ナシ  
(谷) 漢口南京等ハ形ナシニナリ居レリ急イテ何トカセサル可ラサル実状ナリ

(木村) 第一項困窮者救済ノ必要アルコトハ意見一致セ  
ルカ如シ復歸旅費ヲ第一項ニ包含セシムルコトモ同  
様ナリ

第三項ノ復興資金ハ無一物トナレル者ニハ緊急貸付  
資金ヲ作り大体他日支那側ヨリ賠償カ取レルトキハ  
之ニテ返済シ又賠償ノ取レル目アテカ付カハ政府ニ  
テ肩代リシ之モ前同様ニスヘシ又最後ノ債權回収不  
能等ニ対スル補償ノ為ノ支出ハ削除スヘシ

(森) (一)ノ一困窮者救済費ハ与ヘ(二)ノ三復興資金ハ貸付  
クルコトトシ後者ト(二)ノ一損害補償金トハ相関連セ  
シムルコトトシ此ノ意見ニ基キ改案ヲ望ム

今回ノ事件ハ特別ノ性質ヲ有スルカ故ニ救済ハ行ハ  
サル可ラサルカ拙速ヲ可トス又引揚民ノ選択ハ望マ  
シキモ実行不可能ナリ且費用支出ハ全部予備金支出  
ニ依ルヘシ

右ニ決ス

隣接スル關係上政情如何ニ拘ラス日本人ハ支那ニ入  
リ込ムヘシ支那ニハ天津、上海、漢口、広東等ノ中  
心地(センター)アリ之等ニ居住スル日本人ハ出来  
得ル限りノ方法ヲ以テ保護スヘシ然レトモ長沙、宜  
昌、重慶等ノ遠隔(リモート)ノ地ニ往クモノハ保  
護不能ナリ又海州及山東ハ中心地ト同様ニ取扱フト  
イフカ如ク中心地主義ヲ採ルコトトセハ如何

(谷) 土地柄ノ問題ノ外ニ人物ノ問題アリ人物主義ヲ考ヘ  
度シ

(齋藤) 外国貿易ハ大企業ニ依ルヲ便トス從テ大物主義ヲ  
採ラサル可ラス現ニ支那人ハ日本ノ中小商人ヲ厭ヒ  
直接日本内地商人ト取引シツツアル有様ナリ此状況  
ナラハ日本ノ支那相手ノ中小商人ハ漸次駆逐セラレ  
殘ルハ不良分子ノミトナルヘシ今ニ於テ見所アル中  
小商人ヲ救済スルノ途ヲ講ツルノ要アリ

(植原) 外国ニ往クモノニ対シ之ヲ不良ナリトシテ毛嫌ス  
ルハ不可ナリ

(矢田) 不良ノモノニ対シテハ現在ニテモ領事ニ於テ相当  
取締ノ權限ヲ有ス夫レ以上ノコトヲスルハ如何カト

右ニテ長江方面在留民救済問題ノ討議ヲ終リ出淵次官ノ提  
議ニ依リ対支發展ニ関スル自由意見交換ヲ行フ

(出淵) 序ニ將來ノ対支發展策トシテ左ノ点ニ付キ意見ヲ  
交換シ度シ

(イ) 在支邦人ノ發展ハ數ニ依ル可キカ質ニ依ル可キカ  
(換言スレハ不良分子取締策ニ歸着ス)

(ロ) 將來日本人ニシテ鄭州ノ如キ内地ニ行クモノ次第二  
多クナルヘキカ之等ニハ武力ニ依ル保護ヲ充分与フ  
ルコト不可能ナルヘキニ付キ始メヨリ危険ヲ冒スノ  
覚悟ヲ有セシムヘキカ

(高尾) 居留民中ニハ共食ノモノ多ク又中ニハ支那ニ見切  
ヲ付ケ南米移住ヲ考ヘ居ルモノスラアリ

(谷) 日本人カ支那人ト低級ノ生業ニテ競争スルハ不可能  
ナリ外国人ハ其ノ商店ニ支那人ヲ使用スルニ日本人  
ハ日本人ヲ使用スル癖アリ從テ支那ノ社会問題ヲ益  
々面倒ニスル訳ナリ

(出淵) 対支政策ノ基調トシテ在留民ヲ徹底のニ保護スル  
カ又ハ之ヲ放置スルカノ問題ヲ考ヘ度シ

(芳沢) 支那ノ動亂ハ中々収マラサルヘキカ日本ハ支那ニ

思フ又保護ノ問題トシテハ仮令長沙ノ如キ奥地ナリ  
トテ臣民タル以上矢張り考慮ヲ払フ必要ナキヤ

(高尾) 奥地ニ入り込ム所謂土着派ニハ不良分子ナシ却テ  
上海ノ如キ所ニ多キ有様ナリ又在留民保護モ在留民  
ニ却テ迷惑ノコトアリ概ネ自然ニ委スヲ可トスルモ  
ノノ如シ

(出淵) 總テノ日本人カ支那人並ニ遣ツテ行ク積ナラハ何  
処ニ往クモ平氣ナルヘシ

(谷) 之等ノ点ヨリ云フモ治外法權ノ撤廢ハ却テ日本ノ対  
支經濟發展上得策ナルヘシ

(吉田) 滿州ニテモ官憲万能主義カ弊ヲナシ居レリ保護カ  
程度ヲ越ス為メ却テ在留民ヲスポイルスル傾アリ

(森) 我方ノ治外法權撤廢ハ可ナルヘキモ之ニ交換のニ是  
非共支那側ノ閉鎖主義ノ法令ヲ撤廢セシムルノ要ア  
リ

(出淵) 領事裁判權ヲ全然撤廢セス之ヲ伝家ノ宝刀トシテ  
蔵ヒ置キ常ニハ之ヲ励行セサルコトトシテハ如何

(木村) 大資本家程官憲ノ保護ニ依賴スル傾向アリ又好結  
果ヲ得サル時ハ条約ヲ担キ出シ彼此言フヲ常トス奥

地ニ入ツテ成功スルモノカ増スコト最モ望マシキ所ナリ勿論人口主義ヨリハ商工主義ニ依ルヘシ  
(森) 官憲保護ヲ自由主義ニ改メ且支那側ノ門戸閉鎖ヲ撤廃セシメサルヘカラス

(高尾) 自由主義ノ例トシテ漢口ニ於ケル独逸人ハ何等領事ノ保護ニ依ラス彼等ノ異常ナル努力ニ依リ非常ナル發展ヲ為シツツアリ

右ニテ対支發展ニ関スル自由意見交換ヲ終リ森政務次官閉会ヲ宣ス (午後五時)

二、滿蒙特別委員會會議事録

一、六月二十二日午前九時半ヨリ正午迄於外務省第一會議室別室

二、出席者、森、芳沢、出淵、吉田、植原、木村、堀田各委員、谷、中山、三浦各幹事、柳井、森各事務官

三、議題「滿蒙ニ於ケル政情ノ安定並懸案解決ニ関スル件」  
四、議事大要

木村委員ヨリ「滿蒙ニ於ケル政情ノ安定並懸案解決ニ関スル件」ハ大正十五年四月対張警告ノ後ヲ承ケ在奉天吉

霖側ヨリハ財政整理等ニ関シ我方ノ助力ヲ求メ度シトノ意向ヲ示シ来リ其結果「滿蒙ニ於ケル政情ノ安定並懸案解決ニ関スル件」試案作成ノ運ニ至リタル次第ニテ其後張作霖ノ関内進出等支那ノ時局変化シ来レルニ顧ミ暫ク形勢ヲ見送リツツ今日ニ至リタルモノナリ

(2) 索倫鉄道問題ニ関シ森委員ヨリ本件試案作成ニ付陸軍側ト協議ノ際陸軍、外務両者ノ間ニ意見ヲ異ニシタル趣ナル処其論點如何又外務省ニ於テ索倫線即時實現ニ反対セルハ主トシテ對露關係ヲ考慮セルモノナリヤ或ハ對支關係ニ顧ミタルモノナリヤトノ質問アリ  
右ニ對シ出淵、木村両委員ヨリ大要左ノ通説明アリタリ

陸軍側ノ主張ハ索倫線ノ實現ハ對露作戰上頗ル必要ナリト云フニアル処外務省側ニ於テハ

(イ) 日露兩國ノ親善關係ハ実ノ所未タ充分ナリト迄ハ至ラス殊ニ露国側ニ於テハ日本ハ張作霖ヲ援助シテ北滿ニ於ケル露国ノ勢力ヲ排除セントシツツアリト邪推シ政治的ニモ軍事的ニモ又經濟的ニモ神經頗ル過

田總領事、關係各省、滿鉄当事者等ト協議ノ上作成セル試案ナル旨ヲ前置シタル上本件試案ニ付敷衍説明ノ次第アリ二三質疑応答ノ後散会ス

尚右會議ニ於ケル質疑応答中主ナルモノ左ノ通り

(1) 大正十五年四月対張警告ニ関シ森委員ヨリ右警告ハ支那側ニ對シ種々ノ要求ヲ提出シ其ノ一併解決ヲ迫レル點ニ於テ往年ノ二十一ヶ条要求ト類似スル所ナキヤトノ質問アリ

右ニ對シ出淵、吉田、木村委員ヨリ大要左ノ通り説明アリタリ

(イ) 本件警告ハ張自身ノ為東三省ノ保境安民産業開發諸政整理ノ頗ル必要ナルコトヲ友好的ニ忠告シ若シ張ニ於テ右忠告ヲ容レ産業開發諸政整理等ニ付日本側ノ助力ヲ希望スルニ於テハ我方亦之ニ好意的考量ヲ加フルニ吝ナラストノ趣旨ニテ為シタルモノニテ我方ヨリ諸種ノ要求ヲ併列シ其受諾方ヲ迫リタルモノニ非サルヲ以テ二十一ヶ条要求トハ根本ニ於テ其趣旨ヲ異ニス又

(ロ) 現ニ張作霖ハ前記我方警告ノ趣旨ヲ諒解シ其後張作敏トナリ居ル傾アリ現ニ洮昂線敷設ノ際モ之カ為日露兩國間ニ種々ノ經緯アリタル次第ナルカ此ノ際我方ニ於テ索倫線ノ實現ヲ計画スルニ於テハ露国側ハ一層前記ノ懸念ヲ増大シ對露關係上面白カラサルモノアルニ至ルヘク又

(ハ) 洮昂線ハ漸ク其敷設ヲ了シタリト雖更ニ東支鐵道ヲ横断シテ齊々哈爾迄延長シ北滿ノ豊富ナル貨物ヲ吸収スルニ非サレハ其經濟的価値ヲ發揮シ得サル実状ナル処右東支線ノ横断ハ露国側ノ諒解ナキ限り其實現頗ル困難ナリ故ニ我方トシテハ此ノ際索倫線ノ為露国側ノ神經ヲ尖ラスカ如キコトヲ避ケ露国側ヲシテ我方ニ何等侵略的意思ナキコトヲ諒解セシメ先ツ洮昂線ノ東支横断ヲ實現シ同線ノ經濟的価値ヲ發揮セシムルコト急務ニシテ索倫線ニ付テハ其ノ後ニ於テ之ヲ考慮スルコト得策ナリ

ト云フニアリ結局本件試案ニ於テハ陸軍外務両者ノ主張ヲ可然併記シタル上索倫線ノ敷設ハ對露關係ニ付充分考慮ノ上「事情ノ許ス限り可成速ニ之カ實現ヲ図ルコト」トスル事ニ折合タル次第ナリ

## II 東方會議經過報告<sup>※</sup>

### 目次

- 一、開催ノ由来
- 二、會議ノ準備
- 三、會議ノ構成及進行方法
  - (イ) 會議ノ構成
  - (ロ) 會議ノ進行方法
- 四、會議ノ經過
  - (イ) 會議經過概観
    - (ロ) 外務大臣開會挨拶及議事進行方法披露
    - (ハ) 支那政情ニ関スル報告及意見陳述要領
      - (一) 支那政局ニ対スル各委員ノ觀察要領
        - (二) 對支政策ニ関スル各委員意見要領
          - (A) 一般對支政策
          - (B) 對南方政策
          - (C) 對北方政策

- (二) 支那關係諸問題ニ付テノ意見交換始末
  - (一) 直ニ実行スヘシト認メタル問題
    - (A) 滿蒙鐵道敷設案
    - (B) 長江方面居留救恤問題
  - (二) 小委員会ヲ設ケテ研究セシムヘキ問題
    - (A) 對支經濟發展策
    - (B) 對支投資整理問題
    - (C) 不平等條約改訂及條約違反問題
    - (三) 意見ノ交換ニ止メタル問題
      - (A) 排日排貨問題及撤兵問題
      - (B) 對支武器禁輸問題
      - (C) 滿州ニ於ケル經濟の問題
    - (四) 希望條項
      - (五) 其他會議中発表又ハ陳述セラレタル事項

- (ロ) 閉會及外務大臣訓示
    - (一) 田中外務大臣ノ訓示
    - (二) 田中外務大臣訓示中重要ナル点ニ関スル説明
- ### 五、會議關係雜
- (イ) 會議經過発表ニ関スル件

- (ロ) 會議中配付書類目録
  - (ハ) 會議準備參考書類目録
- 付録 特殊問題ニ関シ會議ノ為用意セル試案

- (甲号) 滿蒙ニ於ケル政情ノ安定並懸案解決ニ関スル件
- (乙号) 對支經濟發展策
- (丙号) 長江方面居留救恤ニ関スル件

### 一、開催ノ由来

大正十年五月原内閣時代閣員ヲ中心トシ支那關係主要文武官等ヲ加ヘテ對支方針審議ノ為東方會議ナルモノ開カレシコトアリ昭和二年四月田中内閣成ルヤ右例ニ倣ヒ田中外務大臣ヲ委員長トシ支那關係文武官ノ主ナルモノ及關係官省ノ代表者ヲ集メ各員ヨリ親シク現地ニ於ケル情況乃至之カ対策ニ関スル意見ヲ聴取スルト共ニ各員ニ對シ政府ノ方針ヲ十分徹底セシムカ為同一名称ノ下ニ會議ヲ開催スルニ決シ其ノ期日ヲ一先ツ六月十六日ト定メ之ニ関スル準備ヲ進メタルモ其ノ後支那ノ時局ハ一時ニ在支主要官憲ヲ帰朝セシムルニ便ナラサルモノアルニ至リタルヲ以テ已ムヲ得ス一旦之ヲ延期スルニ決セリ然ル

ニ其後支那ノ形勢幸ニ小康ヲ示スニ至レルモ田中外務大臣健康上ノ都合モアリ結局六月二十七日ヲ以テ之カ開會ヲ見タル次第ナリ

### 二、會議ノ準備

今回ノ東方會議ニ関シテハ予メ特別ナル準備會議ヲ開クコトナク會議幹事長ニ内定シ居リタル木村亜細亜局長ニ於テ上司ノ命ヲ受ケ會議ノ構成及日程等ニ付準備ヲ進ムルコト共ニ會議ノ參考書類ヲ主管課ヲシテ作成セシメ(本報告五、ハ参照) 尚特殊問題タル滿蒙議案、長江方面居留救恤案及對支經濟發展策ニ付テハ會議ニ試案トシテ提出スヘキ案ヲ用意セシメタリ(附録参照) 尚前述ノ如ク外務大臣病氣ノ為會議ノ開催期日一時延期セラレタル一方在外公館側委員ハ既ニ出揃ヒタルニ付右期間ヲ利用シ六月二十一日ヨリ二十四日迄四回ニ互リ前記特殊問題ニ付予メ外務部内ノミノ打合會議ヲ開キタリ

### 三、會議ノ構成及進行方法

(イ) 會議ノ構成左ノ如シ

(一) 今回ノ東方会議ハ委員長(外務大臣)一名、委員(外務本省側五名、在外公館側四名、殖民地側三名、陸軍側三名、海軍側三名、大蔵省側一名)十九名、臨時委員二名(外務本省側一名、陸軍側一名)計二十二名ヨリ成リ外ニ幹事長一名(委員ヲ兼ヌ)幹事四名及書記三名ヲ置ケリ

(二) 會議ハ本會議ト特別委員會トニ之ヲ分テリ  
(三) 本會議ニ於テハ委員長ヲ議長トシ委員長差支アルトキハ外務政務次官之ヲ代行シ又進行係ハ外務政務次官之ニ当レリ

(四) 特別委員會ハ特ニ問題ノ起リタルトキ之ヲ設ケ森政務次官ヲ其ノ議長トシ進行係ヲモ兼ネシメタリ  
(注) 特別委員會ノ委員ノ數ハ始メ之ヲ可成少數ト為スノ趣旨ヲ以テ特ニ關係深キ委員ノミニ限ル管ナリシカ其後模様替トナリ實際ニ於テハ全員委員會ノ形トナリタリ尚田中委員長ハ特別委員會ニハ出席セサリキ

(五) 傍聴ハ委員長ノ許可ヲ得タル國務大臣其ノ他ニ限り之ヲ許セリ

関東軍司令官 武藤信義  
朝鮮總督府警務局長 浅利三朗

(陸軍)

陸軍次官 畑英太郎  
參謀次長 南次郎  
陸軍省軍務局長 阿部信行  
(參謀本部第二部長 松井石根)

(海軍)

海軍次官 大角岑生  
軍令部次長 野村吉三郎  
海軍省軍務局長 左近司政三  
(大蔵省) 大蔵省理財局長 富田勇太郎

(B) 傍聴者

鐵道大臣 小川平吉  
陸軍大臣 白川義則  
内務大臣 鈴木喜三郎  
大蔵大臣 三土忠造  
文部大臣 水野鍊太郎

一 東方會議

(六) 東方會議列席員及傍聴者ノ官民左ノ如シ  
東方會議委員傍聴者及幹事官氏名

(A) 委員

委員長 外務大臣男爵 田中義一  
委員 森 恪

(外務本省) (括弧内ハ臨時委員)

外務政務次官 出淵勝次  
外務次官 植原悦二郎  
外務参与官 木村銳市  
亞細亞局長 齋藤良衛  
通商局長 堀田正昭  
(欧米局長)

(在外公館)

駐支公使 芳沢謙吉  
在奉天總領事 吉田 茂  
在漢口總領事 高尾 亨  
在上海總領事 矢田七太郎

(殖民地)

關東長官伯爵 児玉秀雄

農林大臣 山本悌二郎  
内閣書記官長 鳩山一郎  
外務省情報部長侯爵 小村欣一

(C) 幹事

幹事長 亞細亞局長 木村銳市  
幹事 大使館一等書記官 谷 正之

外務書記官 村井倉松  
同 中山詳一  
外務事務官 三浦武美

外務事務官 宇佐美珍彦  
同 柳井恒夫  
大使館三等書記官 森 喬

(四) 會議ノ進行方法

會議ノ進行ニ関シテハ大要左記ノ順序方法ニ依ル事トシ  
六月二十七日開会ノ当日田中委員長ノ指命ニ基キ木村幹

事長ヨリ之ヲ披露シタリ

(一) 本会議

(A) 本会議ニ於テハ左ノ順序ニ依リ各委員ヨリ支那政局ニ関スル報告及一般政策ニ関スル意見ヲ聴取スルコト

(1) 南方殊ニ南京政府ヲ中心トシテノ政情報告及意見  
矢田委員

(2) 南方殊ニ武漢政府ヲ中心トシテノ政情報告及意見  
高尾委員

(3) 北方殊ニ滿蒙ノ政情報告及意見  
吉田委員

(3) 軍事上ヨリ見タル南北ノ形勢報告及意見  
松井委員

(5) 軍事上ヨリ見タル滿州ノ形勢報告及意見  
武藤委員

(6) 海軍警備上ノ報告及意見  
左近司委員

(7) 行政的見地ヨリスル滿州ノ形勢報告及意見  
児玉委員

(8) 支那一般政情報告並意見

芳沢委員

(B) 右報告及意見發表終了ノ上ハ之ニ對スル質問応答ノ方法ニ依リ意見交換ヲ行フコト  
(二) 特別委員会

(A) 右意見交換終了後至急措置ヲ要スル事項又ハ此ノ機會ニ相当攻究ヲ重ネ政策運用ノ任ニ当ル外務大臣ノ參考ニ供スヲ可トスル事項ニ付テハ特別委員会ニ於テ研究ヲ為スコト

(B) 特別委員会ニ付託スヘキ事項トシテハ本會議ニ於ケル意見交換ノ結果他ノ問題提出セララルヤモ計ラレサルモ差当リ左ノ二問題トスルコト

(1) 滿蒙懸案解決問題

(2) 長江方面居留民ノ救恤問題並對支經濟發展策

(三) 外務大臣ノ訓示

本會議及特別委員会ニ於ケル報告及意見交換終結後外務大臣ヨリ對支方針ニ関スル詳細ナル訓示ヲ与フヘキコト

四、會議ノ經過

(イ) 會議經過概覽

會議ハ六月二十七日(月曜)ヨリ外務大臣官邸ニ於テ開カレ七月七日(木曜)ヲ以テ閉会シタルカ其經過概要左ノ如シ

日 時	事項
六月二十七日(月曜) 午前十一時ヨリ同十一時四十五分迄	外務大臣開会挨拶及會議進行方法披露
同二十九日(水曜) 午前九時ヨリ午後二時ヨリ	支那政情報告及意見陳述(矢田、高尾各委員)
同三十日(木曜) 午前九時ヨリ同十一時半迄	同(続き)(高尾、吉田、松井各委員)
午後二時半ヨ	同(続き)(武藤、左近司、児玉、芳沢各委員)
	排日排貨問題及山東派遣軍撤退問題ニ関

リ同四時半迄

七月一日(金曜)

午後一時ヨリ

同四時半迄

七月二日(土曜) 午前九時

ヨリ同十一時半迄

特別委員会

- 一、長江引揚民救恤問題(続き)
- 二、對支經濟發展策(事変保險及金融機關整備問題)
- 三、投資問題
- 四、露国策動状況報告(松井委員)
- 五、關東州行政統一ニ関スル希望(児玉委員)

特別委員会

- 七月四日(月曜) 午前九時ヨリ正午迄
- 一、武器禁輸問題(続き)
- 二、投資問題(続き)
- 三、不平等条約改訂及条約違反問題
- 四、海軍警備問題

五、对支文化事業ニ関スル希望（児玉委員）  
 六、对露警告希望（南委員）  
 七、山東派兵ニ関スル我国内言論指導  
 取締方ニ関スル希望（南委員）  
 对支政策綱領ニ関スル外務大臣訓示  
 閉会  
 同日（木曜）午後二時  
 ヨリ同三時半迄

(四) 外務大臣開会挨拶及議事進行方法披露  
 (一) 外務大臣開会挨拶

六月二十七日（月曜）午前十一時田中委員長ハ東方會議ノ開会ヲ宣シ左ノ挨拶ヲ為シタリ

「今回各位遠路ノ御上京ハ甚タ御苦勞ニ存スル所ナリ  
 実ハ挨ク本會議ヲ開催セムト考ヘ居タル処病氣ノ為延引シ今日漸ク会合スルヲ得ルニ至レリ此ノ機会ニ於テ一応本會議ノ趣旨ヲ御話致シ置カシ

本會議開催ノ意向ハ兼ネテヨリ之ヲ抱懷シ居タルモ支那ノ時局ハ如何ニモ多端ニシテ端倪スヘカラサルカ如キ状況ニアリタルヲ以テ直ニ実行ニ至ラサリシ処最近

(照)ノ趣旨ヲ披露シタリ

(六) 支那政情ニ関スル報告及意見陳述

今回ノ東方會議本會議ニ於テ前項ノ順序ニ依リ（本報告三、(四)（参照）諸委員ノ為シタル支那政情報告並対支政策ニ関スル意見概要左ノ如シ

(一) 支那政局ニ対スル各委員ノ觀察要領

(甲) 矢田総領事ノ觀察

(1) 広東ヨリ起リタル新興勢力ハ兎ニ角支那民衆ノ内部ニ迄変化ヲ来シタル運動ニシテ従来ノ封建前勢力爭奪トハ大ニ趣ヲ異ニシ孫ノ三民主義ハ今ヤ宗教的ノ信仰ヲ得ルニ至レルヲ以テ善惡ニ拘ラス此ノ勢力ヲ無視スルコトヲ得ス

南方勢力ハ右ノ如キ国民の土台ノ上ニ立ツモノナレハ支那本部ハ結局南方勢力ニ依リ占メラルルニ至ルヘシ

(2) 南京武漢兩政府ノ連繫ハ十分可能性アリ又武漢政府ノ合派カ）  
 脈モ余リ長カラサルヤニ觀測セラレ

(3) 武漢漢ニ於テモ将来共産分子ト手ヲ切ルニ至ル可能性ナキニ非ス

一 東方會議

支那時局幸小康ヲ得タルノ感アリ依テ此ノ機ニ際シ親シク各位ノ時局ニ対スル觀察乃至之カ对策並ニ之ニ関スル腹藏ナキ意見ヲ承ハリ政府政策ノ決定又ハ運用上ノ参考ニ資シ併テ各位ニ対シ政府今後ノ对支方針ヲ充分明カニシ各位ノ了解ヲ得置クノ機会ヲ得ンカ為茲ニ本會議ヲ催フスニ至レル次第ナリ

從テ各位ノ詳細ナル報告乃至意見ヲ承ハリタル上政府ニ於テ差当り実行シ若ハ決定スルヲ要スル事項ニ就テハ各位中ヨリ特別委員會ヲ設ケテ協議スル等適宜措置ヲ執ルコトトスヘシ

會議ノ構成又ハ進行ノプログラムニ付テハ木村幹事長ヲシテ説明セシムヘシ尚本會議ハ新聞ノ注目スル所トナリ居ルヲ以テ新聞発表ハ十分注意ヲ要ス依テ植原參与官ヲシテ之ヲ担当セシメ発表スヘキ事項ハ同官ニ於テ適當塩梅シテ発表スルコトトシ夫レ以外ニ於テハ本會議ノ内容ハ絶対秘密ト御承知アリ度シ

(二) 木村幹事長ノ議事進行方法披露

次テ議長ノ指命ニ依リ木村幹事長ハ構成及議事進行方法ニ関シ前議（本報告三、會議構成及進行方法ノ部參

(乙) 高尾総領事ノ觀察

(1) 武漢政府カ組織の政府トシテ活動スルニ至リタルハ本年三月頃ノコトニシテ其ノ以前ニ於テハ種々ノ暴挙ノ行ハルアリタルモ右ハ武漢政府カ赤化シタルニアラス當時武漢ニ中心責任者ナキ際俄作りノ国民党員等ノ過激行動ニ依ルモノニシテ現在ニ於テハ武漢政府ハ十分之ヲ取締リ極力事態ノ改善ニ努メ又共産黨員ニシテ国民党ノ党是ニ從ハサルモノハ之ヲ処断スルノ方針ヲトリツツアリ

(2) 国民党ハ党ヲ基礎トシ個人中心ニ非サルヲ以テ相当力強ク殊ニ将来南京武漢兩政府何レモ共産党ト絶縁セル純国民党ヲ土台トセル政府トナリ而モ其ノ問題構成ルニ至ラハ其ノ勢力ハ長江一帯ヲ制スヘク斯クシテ北伐ヲ行フトキハ北方モ亦其ノ勢力ノ下ニ陥ルヘシ南方派ハ北伐ヲ断念セス南方ノ事情之ヲ許スニ至ラハ北伐ニ着手スヘシ

(3) 南京武漢兩政府共々内部ノ不良分子アリ之ヲ一掃セハ南方穩健派ノ大同團結ハ可能性充分アリ

(丙) 吉田総領事意見

(1) 張作霖ハ南軍用意整ヒテ北上スルニ至ラハ早晚京津地方ニ於ケル地步ヲ失フヘシ其ノ場合機敏ナル張ハ單身東三

省ニ逃帰ルヘク而テ東三省現在ノ特別ノ政治組織ハ尙當分張ヲシテ其ノ地位ヲ維持セシムルニ足ルヘシ然レトモ張作霖ハ支那一般ニ於テハ勿論滿州内部ニ於テモ將又對外的ニモ所謂八方塞リノ状態ニ在リ其ノ前途ハ樂觀ヲ許サス

(丁) 松井部長ノ觀察

(1) 南京派ハ共產主義ヲ排シ純國民主義ヲ採リ漸次穩健ニ向ヒツツアリト雖若キ連中ニシテ将来実権ヲ得ントスル者ノ間ニハ尙相當過激トナル処アル分子アリ他方武漢派ハ南京派ヲ以テ軍閥ナリトシテ之ヲ排斥スルト共ニ自ラハ明カニ共產主義ヲ包容ス武漢派ニモ表面穩健ナル政策ニ向ハントスル傾向アリト雖第三インターナショナルノ關係ハ依然之ヲ断ツ能ハス

(2) 南京武漢兩派共ニ孫文ノ三民主義ヲモットトセルモ武漢派カ共產主義、連露政策ヲ排スルニ反シ南京派ハ然ラサルヲ以テ兩派ノ一致ハ困難ナリ或ハ兩派ハ北伐ノ為一時一致スルコトアラムモ北伐後ノ一致ハ疑問ナリ仮ニ兩派ノ一致ヲ見ルコトアリトセハソハ南京派カ今ヨリ幾分赤味ヲ加ヘ他方武漢派モ其ノ赤キ分子(マヤ)繁レテ桃色トナリ

タルトキナルヘシ

(3) 又南京派ニ於テハ南京武漢兩政府對立ノ形勢ニ鑑ミ南方地盤ノ安定ヲ見ル迄ハ北伐ヲ急カサルモノノ如シ是北方ト南京トノ間ニ妥協運動行ハルルニ至レル所以ナリ最近馮ノ出動ニ依リ形勢稍變化シ北伐ニ移ラムトスルカ如キモ何処迄ヤリ続クルヤ疑問ナリ他方奉天派ハ河南ニ破レタルモ起キテ自己ヲ守ルノ方策ニ出テタルヲ以テ北京ノ本拠ヲ侵サルル処先ツナキ大勢ヲ作レリ唯危險ナルハ山東ナリ山東カ奉天派ノ手中ニ殘ルコトモ困難ナルト同時ニ平和的ニ南軍ノ手ニ移ルコトモ困難ナルヘシ

(戊) 芳沢公使ノ觀察

(1) 南方側ニ於テハ武漢派南京派共ニ内部ノ整理ヲ必要トスル時期ニ在ルヲ以テ此ノ際直チニ北方側ト決戦ノ拳ニ出ツルヘキヤ否ヤ頗ル疑ハシク又北方側ニ於テモ南方側ト決戦ヲ試ムルノ勇氣ナキヲ以テ差当リ支那ノ時局ハ小康ヲ保ツナラムト觀測セラル右小康時期去リ南北兩軍決戦ノ場合アリトセハ先ツ勝味ハ北方側三分南方側七分位ナルヘキカ

(2) 尤モ今後南北ノ對戦南軍ノ勝利ニ歸シ仮リニ南方側ニ於

テ一時支那(或ハ支那本土)ヲ統一スル場合アリトスル

モ其ノ永續ノ可能性ハ頗ル乏キモノト思考ス國民政府ハ單一ノ党ト軍隊トヲ基礎トシ居ルモ(1)支那人ハ猜疑嫉妬心頗ル慄ク且利益ニ對シ特ニ敏感ナル事並(2)支那ノ軍隊ハ常ニ野心家ノ私利ヲ図ルノ具ニ供セラレツツアル実情ニ顧ミ國民政府及軍ノ内部ニ必スヤ鬭争分裂ヲ来スヘク斯テ支那ノ内争ハ容易ニ終熄ニ至ラサルヘシ

(3) 又北京安國軍カ現状ヲ持計ヘ得トセハ南北對峙ノ状態トナリ小康ヲ得ルコトトナリ其ノ間妥協運動等モ行ハルヘシト雖モ經濟状態カ果シテ相当期間続キ得ルヤ否ヤ頗ル疑問ナリ

(二) 對支政策ニ関スル各委員意見要領

(A) 一般對支政策

(甲) 矢田總領事ノ意見

(1) 對支諸政策ニ對スル批判

(イ) 压迫政策

共產党ニ對シ兵力ヲ以テ抑圧スルハ頗ル危險ナル政策ナリ漠然形ヲ成ササル民衆カ勢力ノ中心タル以上之ヲ

相手ニ兵力ヲ用フルハ暖簾ニ腕押ノミ

(ロ) 放任主義

放任主義ハ南方側ノ分解作用カ昨今ノ如ク我方ニ都合好ク行ハルルトキハ好キモ反對ノ場合ニハ結局ニ於テ何等對策ヲ講セサルヘカラサルヘシ

(ハ) 従来ノ援助政策

日本ノ援段、英國ノ援吳政策ハ何レモ失敗ニ終リ又露國ノ南方援助モ今ヤ失敗ニ瀕シツツアル処右失敗ノ原因トシテハ大要左ノ諸点ヲ挙クルヲ得ヘシ

① 一國ノ单独援助ハ他國ノ嫉視、妨害ヲ招クコト  
② 個人ヲ目標トスル援助ハ民衆ノ背景ナク又永續ヲ欠クコト

③ 民衆ノ力偉大トナリタル今日ノ事態ニ於テハ武器金錢等物質的援助ハ既ニ時代遅レナリ

(ニ) 妥協政策

支那人自身ノ力ニ依ル自然ノ妥協ハ可ナルモ外力ヲ加ヘテ之ヲ成立セシムルハ左ノ理由ニ依リ不可ナリト思考ス

① 支那各派間ノ關係ハ犬牙錯綜シ現ニ合縱連衡ニ當リ

ツツアル支那人自身ニモ真相不明ナル実状ナリ此ノ  
間ニ在テ外国人ノ手ニ依リ妥協ヲ成立セシメムトス  
ルハ頗ル困難ナリ

② 仮ニ之ヲ成立セシメ得タリトスルモ如斯妥協ハ不自  
然ニテ永續ナシ

(2) 我方ノ執ルヘキ態度方針

(本件ニ関スル矢田総領事ノ意見ハ對南方政策トモ相関連  
シ居ルヲ以テ便宜上之ヲ次項(B)對南方政策ニ関スル各委  
員ノ意見中ニ掲記セリ)

(乙) 左近司海軍々務局長ノ意見

(1) 軍事上ヨリ見タル對支政策トシテハ支那ノ豊富ナル資源  
ヲ平時戦時ヲ通シ確實ニ利用シ得ル事肝要ナリ  
右見地ヨリスレハ我方ノ對支政策トシテハ

(イ) 飽ク迄モ穩健公正ニシテ

(ロ) 支那ノ内政ニ對シテハ不干渉主義ヲ持シ

(ハ) 以テ支那官民ヲシテ我方ノ誠意ニ信頼シ共存共榮ノ趣  
旨ニ依リ相提携資源ノ開發ニ努メシムル事ヲ要ス

(2) 支那ノ内争ハ今後モ当分絶ユル事ナカルヘク從テ平時ニ  
於テモ居留民ノ生命財産並我既得權ノ保護ノ為警備上ノ

神ヨリ一臂ノ力ヲ藉ス事ハ可ナリ又不干渉政策モ支那ノ  
各派ニ對シ何事ヲモ為ササルヨウ各派ニ對シ均ク厚意ヲ  
表スル事可然

(3) 尚滿州ニ付テハ日本ハ沿革上、條約上並實際上特殊ノ地  
位ヲ有スルヲ以テ我對滿政策ニ関シテハ特殊ノ考慮ヲ払  
フノ要アルヘシ

(B) 對南方政策

(甲) 矢田総領事意見

(1) 日本ノ對支目的ハ主トシテ我貿易ト投資カ支那ニ於テ公  
平公正ニ保護セラルルコトニ在リ之カ為ニハ交渉ノ相手  
方タル政府アリテ右ニ必要ナル平和ト秩序ヲ維持スル事  
必要ナル処如斯政府トシテハ(1)日本ト政治的經濟的、社  
会的ニ大体組織ヲ同ウシ且(2)相当永續性ヲ有スルモノタ  
ラサルヘカラス而シテ此ノ見地ヨリスレハ北方政權ト武  
漢政權トノ中間ニ在ル南京政府ハ正ニ右資格ニ適合セル  
モノト云フヘシ

故ニ我方トシテハ先ツ

(イ) 南京政府ヲ以テ交渉ノ相手方トシテ認メル事ニ依リ一  
種ノ援助ヲ与ヘ(尤モ法律上ノ所謂承認問題トハ別)

手配ヲ為シ置クノ要アル処右ハ前記對支政策ノ根本義ニ  
叶フ事ヲ主トシ又居留民及既得權保護ノ範圍ヲ逸脱スヘ  
キニ非ス

(丙) 芳沢公使ノ意見

(1) 日本ハ豊富ナル支那ノ資源ヲ利用セサルヘカラサル立場  
ニ在ル処支那國民ト充分了解ヲ遂クルニ非ラサレハ之ヲ  
實現スルヲ得ス從テ

(イ) 支那ノ國民運動ニ對シテハ保証人ノ未成年者ニ對スル  
カ如キ氣持ニテ出来得ル限り同情的態度ヲ以テ臨ムノ  
要アリ

(ロ) 尤モ支那ノ國權回復ノ要望達成ニ付キテモ自ラ順序ト  
方法アリ唯タ徒ニ支那人ヲ付ケ上ラシムルカ如キ事ハ  
避ケサルヘカラス

(2) 所謂國際管理案ハ支那ノ如キ大国ニハ実行不可能ナリ結  
局(1)經費(2)各國間ノ不一致乃至嫉妬(3)支那人ノ不満足等  
ニ依リ失敗ニ歸スヘシ

元來支那ノ内政ノ整理ハ支那人自身ノ力ニ俟ツヲ原則ト  
シ支那人ノ意思ニ反シテ外力ヲ加フルハ不可ナリ但絶エ  
サル内争ヲ終熄若クハ緩和スル為外國側ニ於テ友誼的精

且

(ロ) 支那青年ノ國民運動ノ目標ニ對シテハ同情的態度ヲ表  
明シ(例ヘハ租界問題、治外法權等ニ関シ)又

(ハ) 支那民心ニハ日本ハ北方ヲ援助シツツアリトノ猜疑心  
深ク存スルモノアルニ顧ミ我方トシテハ之ヲ拭去リ且  
白紙トナル事肝要ニシテ要スルニ以上所説ハ一種ノ南  
京政府援助論ニ他ナラサルモ右ハ蔣個人ヲ目標トスル  
モノニ非ス組織トシテノ南京政府乃至國民黨ヲ目標ト  
スルモノナリ

(乙) 高尾総領事意見

(1) 現在武漢政府ノ對日態度ハ穩健ナリ日本トシテハ此ノ形  
勢ヲ利用善導シ在留民ノ經濟的復興ヲ計ルヲ主眼トスヘ  
シ

(2) 將來南方穩健分子ノ大同團結成立セハ之ヲ一政權ト認メ  
直接間接ニ援助スル事可然ト思考ス

(3) 個人ヲ目標トシ之ト提携スルハ理論上、実験上共ニ拙策  
ナリ偉大ナル民衆ノ力並之ニ立脚セル国民党ノ組織ノ力  
ニ着眼スルヲ要ス

(丙) 松井參謀本部第二部長意見

(1) 将来若シ南方側大同団結成ルトセハ夫ハ武漢南京兩政府ノ色彩カ双方歩ミ寄り全体トシテ桃色トナル時ナルヘシ而テ右大同団結カ桃色ノ間ハ之ト提携可ナルモ若シ赤化セムトスル場合ニハ我方ハ何トカシテ之ヲ防止セサルヘカラス

(2) 革命進行ノ過渡時代ニ於テハ蔣介石、何応欽等ノ軍憲ニ實力移ルハ自然ノ勢ナルヲ以テ現在ノ如ク蔣介石等カ穩健ナルハ我ニ取り有利ナリ

(C) 対北方政策

(甲) 吉田総領事ノ意見

(1) 東三省カ当分現在ノ制度組織ヲ維持スル事ハ我ニ取り好都合ナルモ我ニ於テ張作霖ノ運命如何ニ余リ重キヲ置クハ不可ナリ張ニシテ自ラ支フル力アラハ之ヲ支持シテ可ナルモ自ラ支フル力ナキニモ不拘之ヲ支持スルハ百害アツテ一利ナシ即張ノ運命ハ張自身ノ力ニ任カス事肝要ナリ

(2) 我滿蒙發展ヲ一張作霖一政權ノ好意ニ倚リ實現セムトスル政策ハ不可ナリ租借地、鉄道、付屬行政權、駐兵權、鈹山其ノ他条約上諸種ノ權利ヲ有スル日本ノ滿州ニ於ケ

ヲ問ハス其基礎ヲ安定セシムル事我國防上肝要ナリ

即チ我對滿蒙政策トシテハ左記ノ方針ヲ以テ進ムヲ要ス

(イ) 東三省政權ヲシテ先ツ東三省及東蒙古ニ於ケル權力ヲ確立セシメ次テ其ノ勢力ヲ徐々ニ外蒙古ニ及ホサシムル事

(ロ) 支那本土ノ争乱ノ余波ヲ東三省ニ波及セシメサル様同省官憲ヲ指導スルコト

(ハ) 東三省ノ鉄道ノ發達資源ノ開發ニ付同省官憲ヲ指導シ我國防ノ必要ヲ滿スコト

(ニ) 東三省ハ可成東三省人ヲシテ治メシムコト

(丙) 兎玉閣東長官意見

(1) 關東州並鉄道附屬地ニ對スル将来ノ方針トシテハ治安維持ト經濟的發展トヲ主眼トス

(2) 滿蒙ニ對シテハ從來經濟的發展ヲ基トナシ來レリ然レトモ滿蒙ニ付テハ常ニ經濟上ノ力ノ外政治上ノ力ヲ併セ考フルノ要アリ蓋シ滿蒙ハ朝鮮トハ異ナリ全支那ノ一部分ナレハ全支那ノ動キ及支那ト列國トノ關係ニ常ニ影響セラルルナリ從テ滿蒙ニ於テ成功ヲ得ムトセハ先ツ政治上ノ根本方針ヲ定ムルノ必要アリ在滿邦人ハ現内閣カ此ノ

ル力ハ爾ク微弱ナルモノニ非ス從來ノ我政策ハ兎ニ角之ヲ忘レテ張ノ好意ヲ買ハムトスル余リ却テ張作霖ニ乗セラレ目的ヲ達セサリシ傾アリ

(3) 尤モ我ニ於テ滿州ニ於ケル強キ地位ヲ特ミ之ヲ濫用スルハ不可ナリ我方トシテハ①滿蒙發展ハ支那ノ領土内ニテ行フモノナルヲ以テ支那ノ主權ハ尊重スヘキモノナル事並②支那國民運動ノ将来ニ付充分留意ノ上

(イ) 我要求ハ何処迄モ合理的ニシテ世界ニ公言シテ憚ラサルモノトシテ以テ嘗テ二十一ヶ条要求カ列國ヨリ排他利己的ナリトノ非難ヲ受ケ支那ニ得タルモノヲ華府ニテ放棄セル如キ失敗ヲ繰返ササル事肝要ナリ又

(ロ) 之カ達成ノ方法トシテハ強力ニ依ル事ナク支那側ヲシテ日本ノ要望カ正当ニシテ且支那ノ為ニモ利益ナル事即日支共存共榮ノ所以ナル事ヲ悟ラシムル事肝要ナリ而シテ之カ具體策ニ付テハ此ノ際政府トシテ慎重考究ノ要アリト思考ス

(乙) 武藤軍司令官ノ意見

(1) 露國ノ世界革命指導ハ將來日本ニモ及ハムトス我對支政策ノ目標ハ茲ニ在リ而テ東三省ノ政權カ何人ノ手ニ在ル

腹ヲ決ムルコトヲ期待シ居レリ

(原注) 芳沢公使ノ意見

對滿政策ニ關シテハ滿州ニ於ケル我特殊地位ニ顧ミ特殊ノ考慮ヲ払フノ要アルヘシ (一般政策ノ項参照)

(ニ) 支那關係諸問題ニ就テノ意見交換始末

東方會議ニ於テ意見ノ交換ヲ行ヒタル題目及其ノ内容ヲ左ニ概示ス

(一) 直ニ実行スヘシト認メタル問題左ノ如シ

(A) 滿蒙鐵道敷設案

別添試案(甲号) 滿蒙ニ於ケル政情ノ安定並懸案解決案ノ内鐵道問題ハ付議ノ焦点トナリシカ鐵道網ニ關シテハ大体原案ニ異議ナク殊ニ吉林會寧線ノ必要ニ付テハ意見一致シ唯昂齊線ト索倫線ト何レヲ先ニ實現スヘキヤニ付テハ議論アリタリ而シテ東三省財政整理問題カ張作霖ノ現在ノ行動ニ顧ミ急速実行困難ナルニ反シ鐵道敷設案ハ現今ヲ以テ実行ノ好機トナスヲ以テ此分ヲ切離シテ直ニ実行スルヲ適當トストノ意見ニ到達セリ

編注 滿蒙鐵道問題に関する意見内容については、後

(B)長江方面居留民救恤問題

本件ハ予備金支出等ノ方法ニ依リ可成急速ニ実行スルノ必要アリトイフニ一致シ別添試案ノ内容ニ付テハ多ク問題トナラス外務省ニテ大蔵省ト打合せノ上至急実行ニ入ルヘシトセラレタリ

(二)小委員会ヲ設ケテ研究セシムヘシト認メタル問題左ノ如シ

(A)対支経済発展策

(1)支那ニ於ケル事変保険制度ノ新設

別添試案ノ趣旨ハ大体ニ於テ之ヲ適當ト認ムルモ輸出貿易保険トノ關係並実行上ノ専門的諸点ニ付更ニ小委員会ニテ調査研究セシムルコトナレリ  
(2)在支中小商工業者ニ対スル金融機關ノ整備(銀資金設置問題)

我政府力銀資金ヲ保有スルノ必要並對金融整備ノ必要ハ之ヲ認ムルモ現今ノ事態カ本案実行ニ適セリヤ否ヤノ点及試案ノ如ク範圍ヲ中小工業者ニ限ルノ可否等ニ付テハ議論アリ結局本件ハ重大問題

シ

(1)排日ノ原因ハ我山東出兵ニ在リ排日ノ我對支経済發展ニ及ホス影響ノ大ナルニ顧ミ速ニ山東派兵ヲ撤退シテ排日ノ理由ヲ消滅セシムルノ要アリトノ論

(2)排日ノ原因ハ我出兵ニ對スル反對ノ外支那側裏面ノ政治關係ニモ存スルモノノ如クナルヲ以テ之カ對策トシテ日本側ニ於テ執ルヘキ措置トシテハ前記撤兵アリ又支那側ヲシテ執ラシムヘキ措置トシテハ支那側当局ニ對シ嚴重抗議シ排日鎮圧方ヲ命令セシムル方法アリトノ論

(3)山東派兵當時政府ノ声明セル方針ハ要スルニ濟南ノ我カ居留民ヲ現地ニテ保護セムトスルニアリ而テ之カ為ニハ目下ノ事態ハ管ニ撤兵ヲ不可トスルノミナラス却ツテ出兵當時ヨリモ更ニ逼迫セルモノト言フヘク何レニセヨ支那側カ我居留民保護ノ實ヲ明ニ示ス迄ハ撤兵ヲ不可トストノ論

(4)我山東出兵ト排日トハ其ノ間因果關係全然ナシトハ云ヒ難キモ目下ノ排日運動ハ出兵前後ニ於ケル

ナレハ小委員会ニテ各方面ヨリ之カ研究ヲ為スノ要アルモノトセラル

(B)對支投資整理問題

民間對支不確實債權中関稅會議ノ際日本側ヨリ整理ヲ要スルモノトシテ提出セラレタル分ノ内銀行關係ノモノヲ除キタル約八千万円ニ對シ政府ノ肩代リヲ希望スル旨營業者側ヨリ請願ノ次第アリタル旨披露アリ結局本件ノミナラス一般ニ對支不確實債權整理ノ問題ハ頗ル重要而モ複雜ナル問題ナルヲ以テ一括小委員会ニテ此レヲ研究セシムルコトナレリ

(c)不平等條約改訂及條約違反問題

不平等條約改訂問題及支那側ノ條約違反殊ニ各種不當課稅ノ實施塩政海關郵政等ノ制度破壞ノ企圖、打通吉海線敷設等ノ諸問題ニ関スル我方態度ニ付テハ慎重研究ノ要アリトシ小委員会ニ付託セラル

(尚以上各小委員会設置ノ件ニ付テハ今後各主管間ニ於テ適宜之ヲ措置スル筈)

(二)意見ノ交換ニ止メタル問題左ノ如シ

(A)排日排貨問題及撤兵問題ニ関スル主ナル意見左ノ如

我現内閣ノ對支政策ニ對スル支那一流ノ疑惑ト南方政府側ノ奨励ニ因ル事寧ロ大ナルヲ以テ排日派兵ノ兩問題ハ之ヲ區別シテ觀察スヘク之カ對策モ混同スヘキニ非ス殊ニ排日運動盛ナル時ニ於テ排日ヲ恐レテ撤兵スルニ於テハ事大思想ノ支那人ハ却テ增長スヘシ故ニ排日ノ對策ハ撤兵ニ在ラスシテ寧ロ前記誤解ノ一掃ニ在リ之カ為ニハ強硬ナル抗議ハ勿論場合ニ依リテハ精神的援助ノ撤回等南方側ニ一撃ヲ加フルヲモ辞セサルノ態度ヲ示スノ要モアルヘシ但シ山東派兵ノ政治的価値ハ支那側カ我決意ヲ充分覺リタル今日既ニ充分到達セラレタルモノト云フヲ得ヘキヲ以テ排日ノ高潮ニ在ル時ヲ避ケ今後成ルヘク速ニ且適當ナル機會ニ適當ナル方法ヲ以テ撤退スル事可然又我居留民ノ危険ハ前記出兵ノ政治的価値ノ達セラレタル今日ニ於テハ撤兵後ニ於テモ出兵前ニ比シ著シク少カルヘシトノ論

(5)我山東出兵ト排日トハ明ニ關係アリ排日ノ為我對支貿易ノ不振我居留民ノ復歸ヨリ生スル損害ハ莫

- 大ナルモノトナルヘシサリトテ今直チニ撤兵ヲ為スコトハ不適當ナルヘキヲ以テ支那ト充分談合ヲ遂ケ相互間ノ誤解ヲ去リ充分ナル保障ヲ取付クル等ノ方法ヲ講シ出来得ル限り速ニ適當ノ機會ニ於テ撤兵スルヲ可トス尚当面ノ方策トシテハ濟南進兵ヲ見合ハセ出兵ノ支那側ニ与フル刺激ヲ可成小ニスルニ努ムヘク出兵殊ニ濟南進兵ニ依リテ保護セラルヘキ利益ト之カ為他ノ方面ニ於テ表ハルヘキ利益ト兩者ヲ充分比較考慮ノ要アリトノ論
- (6) 排日ノ原因ハ南方カ我出兵ヲ以テ北方援助ナリト疑ヘルコト及南京、武漢兩政權抗争ノ現狀ニ於テ我出兵カ彼等ノ政治的方便ニ利用セラレツアルコトニ在リテ我方トシテハ北方援助ノ疑ニ對シ事實ヲ以テ其ノ根拠ナキ旨ヲ説明シ之ヲ除去スルニ努ムルト共ニ排日ニ材料ヲ供スルノ觀アル我言論ヲ適當ニ取締指導スル要アリトノ論
- (B) 對支武器禁輸問題ニ関スル意見
- 對支武器ノ輸入ヲ(1)解禁スルカ(2)黙認スルカ(3)現狀維持トスルカ(4)更ニ禁止ヲ嚴格ニスルカ何レニセヨ

- アリ又右協定ニ勞農露國ヲ加入セシムルコトハ日露關係ノ現狀等ニ顧ルトキハ一概ニ困難ナリト云ヒ得サル可ク旁々此ノ際一歩ヲ進メ禁輸ヲ更ニ嚴格ナラシムヲ可トストノ意見
- 等アリ要スルニ少クトモ現狀維持ヲ可トストノ意見ニ傾キタリ陸軍側ニ於テモ從來前記ニノ理由ニヨリ禁輸協定維持ヲ得策トスノ意見ナル処陸軍兵器當局ニ於ケル外國古武器ノ声価失墜等ノ事情ヨリ判断シテ今後ノ支那ニ於ケル競争ニハ日本製武器ニ勝味アルヤモ知レストノ意見アルモ實際競争ノ結果如何ハ俄ニ予斷シ難キニ付單ニ右意見ヲ紹介スルニ止ムル旨陸軍側ヨリ陳述アリタリ
- (C) 滿州ニ於ケル經濟的諸問題ニ對スル意見
- (1) 商租問題ニ付テノ重ナル意見左ノ如シ
- (イ) 滿蒙鐵道沿線ヲ商租其他何等カノ方法ニ依リ速カニ開放セシムルコトハ邦人ノ經濟的發展上緊急ノ必要アリトノ論
- (ロ) 或ハ支那側ヲシテ自発的方法ニ依リ商租ノ解決ヲ為サシムヘシトノ論

帝國ノ態度ヲ明白ナラシムルヲ必要トストノ問題ニ對シ各委員ノ意見ハ大体

(1) 對支武器供給ノ内争ヲ益々激甚ナラシムル惧アリトノ意見

(2) 各國ニ於テ公然對支武器輸出ノ自由競争ヲナス場合ニハ日本ハ結局大戦ノ過剩武器ヲ有スル外國側ニ圧倒セラルルノ見込多シトノ意見

(3) 支那軍閥ニ供給セラルル武器ハ結局ニ於テ民間ニ混入シ土匪ノ猜疑ヲ來シ外國人ノ生命財産並經濟活動ヲ脅威スヘシトノ意見

(4) 目下關係國間ノ支那海軍擴張不援助協定ニヨリ其ノ履行ヲ差止メ居ル米國ベトレヘム鋼鐵会社ト支那海軍部トノ間ノ契約ハ列國側ノ解禁ニヨリ復活スルノ虞アリトノ意見

(5) 独逸及勞農露國カ對支武器禁輸協定ニ加入シ居ラサル為相当多量ノ武器カ支那ニ輸入セラル為ニ禁輸ノ目的ヲ完全ニ達シ難キ現狀ニ在リト雖モ兩國トモ公々然ト武器輸出ヲ行ヒツツアルニ非ス且独逸ニ對シテハベルサイユ條約ノ規定ヲ以テ臨ム途

(2) 滿州ニ於ケル經濟發展ノ方法

(イ) 滿鐵中心主義ニ関シ左ノ如キ意見ノ開陳アリ

① 滿鐵ノ事業ヲ鐵道及鉸山ニ限り他ノ事業ハ漸次之ヲ獨立セシムルコト可然トノ論

② 滿蒙ニ於ケル諸鐵道ノ實現ニ付テモ滿鐵ノ他ニ金福鐵道会社ノ如キ合弁会社ヲモ之ニ参加セシムルコトトシテハ如何トノ意見

(ロ) 大連中心主義ニ関連シ

例ヘハ北朝鮮清津港ヲ他ノ出口トスルコト可然トノ論

(四) 希望條項

(1) 山東派遣軍士氣作興ノ為民國ノ言論ノ指導取締等適當ノ措置ヲ講スルノ件 (南委員)

(2) 支那赤化ノ根源タル露國ニ對シ帝國ノ態度ヲ明ニセラル警告ヲ發スルノ件 (南委員)

(3) 滿蒙ニモ對支文化事業ヲ及ホスノ件 (児玉委員)

(4) 在滿鮮人ヲ指導シ其發展ヲ許ルノ件 (湯淺委員)

(5) 参考事項トシテ「滿鐵付屬地ノ行政ヲ關東庁ニ移スノ件」(児玉委員)

- (四)其他會議中發表又ハ陳述セラレタル事項
  - (1)海軍ノ將來ノ長江警備内案(左近司委員)
  - (2)露國ノ支那ニ於ケル策動及ヒ之ニ対スル方策(松井委員)

(閉會及外務大臣訓示)

東方會議ノ最終日タル七月七日(木曜)ノ會議ニ於テ木村幹事長ハ田中委員長ノ指命ニ依リ會議ニ於テ支那政情報告及対支一般政策ニ関スル意見陳述以外ノ支那關係諸問題ニ関シ意見交換ヲ為シタル大体ノ經過(本報告三、(一)参照)ヲ報告シ右終リテ後田中外務大臣ヨリ(一)ノ如キ訓示ヲ為スト同時ニ右訓示中ノ各項ノ重要ナル点ニ言及シ適宜(二)ノ如キ説明ヲ与ヘタリ

(一)田中外務大臣ノ訓示

極東ノ平和ヲ確保シ日支共榮ノ実ヲ挙クルコト我對支政策ノ根幹ナリトス而シテ之カ実行ノ方法ニ至テハ日本ノ極東ニ於ケル特殊ノ地位ニ鑑ミ支那本土ト滿蒙トニ付自ラ趣ヲ異ニセサルヲ得ス今此ノ根本方針ニ基キ当面ノ政策綱領ヲ示サムニ

勢ノ下ニ對外關係上共同ノ政府成立ノ氣運起ルニ於テハ其ノ所在地ノ如何ヲ問ハス日本ハ列國ト共ニ之ヲ歡迎シ統一政府トシテノ發達ヲ助成スルノ意圖ヲ明ニスヘシ

五、此ノ間支那ノ政情不安ニ乘シ往々ニシテ不逞分子ノ跳梁ニ因リ治安ヲ紊シ不幸ナル國際事件ヲ惹起スルノ虞アルハ争フヘカラサル所ナリ帝國政府ハ之等不逞分子ノ鎮壓及秩序ノ維持共ニ支那政權ノ取締並國民ノ自覺ニ依リ実行セラレンコトヲ期待スト雖支那ニ於ケル帝國ノ權利利益並在留邦人ノ生命財產ニシテ不法ニ侵害セララルノ虞アルニ於テハ必要ニ応シ断乎トシテ自衛ノ措置ニ出テ之ヲ擁護スルノ外ナシ

殊ニ日支關係ニ付捏造虛構ノ流説ニ基キ妄リニ排日排貨ノ不法運動ヲ起スモノニ対シテハ其ノ疑惑ヲ排除スルハ勿論權利擁護ノ為進ンテ機宜ノ措置ヲ執ルヲ要ス

六、滿蒙殊ニ東三省地方ニ關シテハ國防上並國民の生活ノ關係上重大ナル利害關係ヲ有スルヲ以テ我邦トシテ特殊ノ考量ヲ要スルノミナラス同地方ノ平和維持經濟發展ニ依リ内外人安住ノ地タラシムルコトハ接壤ノ隣邦トシテ特ニ責務ヲ感セサルヲ得ス

一、支那国内ニ於ケル政情ノ安定ト秩序ノ回復トハ現下ノ急務ナリト雖其ノ實現ハ支那國民自ラ之ニ當ルコト最善ノ方法ナリ從ツテ支那ノ内乱政争等ニ際シ一党一派ニ偏セス専ラ民意ヲ尊重シ苟モ各派間離合集散ニ干渉スルカ如キハ嚴ニ之ヲ避ケサルヘカラス

二、支那ニ於ケル穩健分子ノ自覺ニ基ク正当ナル國民の要望ニ對シテハ滿腔ノ同情ヲ以テ其ノ合理的の漸進の達成ニ協力シ努メテ列國ト協同シ其ノ實現ヲ期セムトス  
同時ニ支那ノ平和的の經濟的の發達ハ中外ノ均シク熱望スル所ニシテ支那國民ノ努力ト相俟チテ列國ノ友好的の協力ヲ要ス

三、叙上ノ目的ハ畢竟鞏固ナル中央政府ノ成立ニ依リ初メテ達成スヘキモ現下ノ政情ヨリ察スルニ斯ル政府ノ確立容易ナラサルヘキヲ以テ當分各地方ニ於ケル穩健ナル政權ト適宜接洽シ漸次全國統一ニ進ムノ氣運ヲ俟ツノ外ナシ

四、從テ政局ノ推移ニ伴ヒ南北政權ノ對立又ハ各種地方政權ノ連立ヲ見ルカ如キコトアラムカ日本政府ノ各政權ニ對スル態度ハ全然同様ナルヘキコトハ論ヲ待タス斯ル形

然リ而シテ滿蒙南北ヲ通シテ均シク門戸開放機會均等ノ主義ニ依リ内外人ノ經濟的活動ヲ促スコト同地方ノ平和的の開發ヲ速カナラシムル所以ニシテ我既得權益ノ擁護乃至懸案ノ解決ニ關シテモ亦右ノ方針ニ則リ之ヲ処理スヘシ

七、若夫レ東三省ノ政情安定ニ至テハ東三省人自身ノ努力ニ待ツヲ以テ最善ノ方策ト思考ス三省有力者ニシテ滿蒙ニ於ケル我特殊地位ヲ尊重シ真面目ニ同地方ニ於ケル政情安定ノ方途ヲ講スルニ於テハ帝國政府ハ適宜之ヲ支持スヘシ(注―後段五、(1)發表關係参照)

八、万一動亂滿蒙ニ波及シ治安亂レ同地方ニ於ケル我特殊ノ地位權益ニ對スル侵犯起ルノ虞アルニ於テハ其ノ何レノ方面ヨリ來ルヲ問ハス之ヲ防護シ且内外人安住發展ノ地トシテ保持セララルル様機ヲ逸セス適當ノ措置ニ出ツルノ覺悟アルヲ要ス

終リニ東方會議ハ支那南北ノ注意ヲ喚起シタルモノノ如クナルヲ以テ此ノ機ヲ利用シ各位帰任ノ上ハ文武各官協力以テ對支諸問題乃至懸案ノ解決ヲ促進スルコトトシ本會議ヲシテ益々有意義ナラシムルニ努メラレタク將又叙上我國對

支政策實施ノ具体的方法ニ関シテハ各位ニ対シ本大臣ニ於テ別ニ協議ヲ遂クル所アルヘシ

(欄外記入) 昭和二年七月六日午後二時外務大臣ヨリ上奏

(二)田中外務大臣ノ訓示中重要ナル点ニ関スル説明

(1)第一項中「民意ヲ尊重シ」ニ付

各派間ノ離合集散常ナキ支那最近ノ政局ニ対シ我政策ヲ個人又ハ一派ヲ目標トシテ樹ツルハ危険ナリ右目標ハ大局ヨリ見テ国民全体ノ意向カ那辺ニ存スルヤノ点ニ之ヲ求メサルヘカラス然ラハ支那ノ現状ニ於テ如何ナル民意カ支那ヲ支配シ居レリヤト云フニ法理形式ノ上ヨリ之ヲ捕ヘテ言フハ困難ナルモ今日三民主義カ支那全体ノ空氣ヲ支配シ居ル事ハ吾人ニ能ク了解シ得ル所ニシテ又例ヘハサキニ段祺瑞カ召集シタル善後會議或ハ現ニ国民党ノ希望スル国民會議開催セラレタル晚同會議ニ於テ表ハルル所ヲ以テ民意ノ反映ト認ムルトカ支那ノ現状ニ於テハ民意ヲ知ルノ形式具ハラサルカ故ニ大体ノ民意ヲ以テ民意ナリト謂フノ外ナシ

(2)第二項中「穩健分子」ニ付

實際の交渉ヲ為ササル可カラサル訳ナリ之モ余リニ潔癖ニ考フルノ要ナシ

(4)第三項中「穩健ナル政權ト適直接洽ス」ニ付

此字句ハ地方ニ於ケル穩健ナル政權ニ対シ好意ヲ以テ接シ必要ニ応シ之ニ精神的援助ヲ与フルノ意味ヲ含蓄ス蓋シ物質的援助ハ効果乏シク却ツテ精神的援助ノ方有効ナルモノナリ精神的援助トハ右政權ヲ列國ノ承認スル正当政府ニ導クカ如ク之ヲシテ感セシムルモノヲ以テ有効トス其ノ具体的方法トシテハ外交官ノ名義ヲ有スル者ヲ其地ニ駐在セシムルカ如キ其ノ一例ナリ

(5)第四項中「対外關係上ノ共同政府」ニ付

支那ノ実状ニ鑑ミルニ斯ノ如キ共同政府成立ノ場合之カ果シテ憲法上ニ根拠ヲ有スルヤ否ヤ又ハ露國ノ如キ委員制度ヲ採用スルヤ否ヤハ重キヲ置キテ考フルノ要ナシ實質ニ於テ共同政府形成セラルトキハ其ノ形式如何ニ拘泥セス進ンテ之ヲ歓迎スルノ態度ニ出ツヘク其ノ所在地ノ如キモ必ラスシモ北京ナルヲ要セス一例ヲ挙クレハ蔣介石ノ謂フカ如ク孫文ノ遺訓ニ從ヒ南京ヲ以テ其ノ所在地トナスカ如キ場合ニ於テモ何等之ヲ問フノ要ナシ

支那ノ国民党中其ノ主義主張カ共產派ト反対ニ經濟的ニモ社会的ニモ我國ノ利害ト大ナル衝突ヲ来スコトナク從ツテ其ノ実行手段モ余リ熾激ニ互ラサル所謂穩健分子ニ對シテハ我ニ於テハ同情的立場ヲ執リ其ノ要望ノ達成ヲ助クルコト寧ロ支那全体ヲ平和ニ導ク所以ナリト信ス又右穩健分子中ニハ不確實ノモノアレトモ之ヲ仔細ニ詮議立スルコトナク大体ニ於テ穩健ナルモノハ善意ニ解シテ穩健分子トシテ取扱ヒ之ヲ善導スヘク潔癖ノ極却テ彼等ヲ驅ツテ過激化セシムルコトナキ様注意スルヲ要ス

(3)第三項中「鞏固ナル中央政府」ニ付

支那ノ現状ニ於テ鞏固ナル中央政府ノ成立ヲ求ムルハ殆ト期シ得ヘカサルコトナラムモ或政府カ形式的ニモセヨ一般民意ノ支持ヲ受クルカ如キ場合ニハ之ヲ相当ノ永續性ヲ有スルモノト考ヘテ可ナリ

(6)第五項「不逞分子」ニ付

右ハ第二項ノ「穩健分子」ト対応ス共產主義者等ニシテ無智無識ノ浮浪人学生等ヲ煽動シ殊ニ排外運動ヲ目標トシテ破壊恐怖ノ手段ヲ執リ秩序ヲ紊リ社会組織ヲ混乱スル者ヲ謂フ現ニ外国人殊ニ我國人ニシテ此等ノ者ノ為生命財產其他ニ直接ニ害ヲ蒙リ居ル者アル次第ニテ此等ニ付テハ吾人ハ断シテ黙視スル能ハサル所ナリ

此ノ機會ニ一言セムニ過日矢田委員ヨリ話ノアリタルカ如ク今日支那人ハ日本人ニ對シ一種輕侮ノ念ヲ抱キ居リ此ノ考カ惹イテ過般ノ如キ暴行ヲ為シテ憚ラサルニ至ラシメシモノト信ス彼等ハ日貨排斥ニ對シテモ日本ハ何事モ為シ得スト考ヘ居ルモノノ如シ斯ノ如キ我國威權益ニ對シテハ日本ハ黙視スルモノニ非ストノ觀念ヲ支那人ノ頭ニ注入スルノ必要アリ過般ノ芳沢公使ノ言ノ如ク出兵撤兵等ハ日本自身ノ判断ヲ以テ為スヘキモノニシテ排貨等ヲ恐レテ之ヲ為スハ不可ナリ吾人ハ大局上ヨリ見テ我態度ヲ決シ之ヲ支那当局ニ徹底セシム必要アリ

(7)第五項後段「捏造虛構ノ流説ニ對スル疑惑ヲ排除ス」ニ付

本項ハ前述ノ所ヲ明ニセルナリ我山東出兵ノ理由ハ我居留民ノ保護ニ在ルコト明瞭ナルニ拘ラス支那ニテハ種々之カ理由ニ付揣摩臆測ヲ為シ或ハ之ヲ以テ北方援助ナリト為シ又ハ山東ニ対スル領土の野心ナリト為ス等人耳ニ入り易キ言ヲ用ヒテ排日運動ヲ起ス者アルカ如シ自分モ出兵ト排日トハ絶対無關係ノモノトハ云ハサレトモ今日我ニ於テ排日ヲ恐レテ撤兵セハ彼等ハ又他ノ口実ヲ付シテ排日ヲ為スヤモ知レサルナリ

(8)第六項後段滿蒙ニ於ケル「門戸開放機會均等主義」ニ付從來ハ外國人中ニハ日本カ滿蒙ニテ閉鎖主義ヲ採レリト思惟スル者アルカ如シ然レトモ自分ハ寧ロ滿蒙ニ於テモ門戸開放機會均等主義ニ依リ外國人ヲ歡迎スヘク英米仏ハ勿論露西亞人ヲシテモ此地ニ投資セシメテ差支ナシト思考ス

要スルニ滿蒙ヲ支那全土中最モ安住ノ地タラシメ度ク最近自分ハ露國大使ニ対シ西伯利亞ニモ右主義ノ適用ヲ懇願シタル次第ニテ此ノ氣持ニテ進ミ度ク考ヘ居ルナリ

(9)第七項「三省有力者ノ支持」ニ付

本段ハ第一ニ所謂民意ノ尊重ト彼此照応スルモノナリ即

五、會議關係

(イ)會議經過發表ニ関スル件

東方會議ハ其ノ性質上之カ内容ノ發表ニ付テハ特ニ細心ノ注意ヲ要スル所ナルヲ以テ會議劈頭ニ於テ田中外務大臣ヨリ(本報告三(ロ)参照)右ハ植原参与官ノ担任ト定メラレ同参与官ハ各日ノ會議ノ終ニ於テ口頭ヲ以テ差支ナキ程度ニ於テ適宜發表ヲ為シタリ

殊ニ最終日ノ外務大臣訓示ニ付テハ他日其ノ字句ニ付テノ責任ヲ避クルノ意味ヲ以テ發表シ且第七項後段ハ特ニ機微ナル結果予想セラルルニ鑑ミ「三省有力者ニシテ云々」以下ハ左ノ字句ノ趣旨ヲ朗誦シ又訓示ノ末文「終リニ」以下ハ發表ヲ見合セタリ

「而シテ滿蒙ニ於ケル我特殊地位ヲ尊重シ同地方ニ於ケル政情安定ノ方法ヲ講スルニ対シテハ帝國政府ハ之ヲ支持スヘシ」

(ロ)會議中配付書類目録

(一)會議中外務省側ニテ委員ニ配付シタル書類左ノ通

(1)東方會議列席者氏名表

チ東三省統治者カ真ニ我等ト同様ノ考ヲ以テ經濟的發展ヲ計リ秩序ヲ維持シ政情ノ安定ヲ期シ機會均等主義ヲ現實ニ実行スル者ナルニ於テハ之ヲ成功ニ導クノ要アルハ当然ナリ其ノ何人ナリヤヲ問フヲ要セサルナリ本文ハ張作霖支持ノ為ニセルモノニ非スト雖モ張ニシテ東三省ニ歸リ保障安民ヲ行フニ於テハ之ヲ支持スルコト素ヨリ可ナリ又他ノ者カ東三省ヲ治メ夫レカ我カ主義方針ニ合スルニ於テハ吾人ハ之ヲ支持スヘシ要スルニ本文ハ張作霖援助ノ意味ニモ非ス又張ヲ排斥スル意味ニモ非ス吾人ハ独自ノ立場ヲ持シテ行動スルノ趣旨ナリ

(10)第八項中「侵迫カ何レノ方面ヨリ來ルヲ問ハス防護ス」ニ付

滿蒙ノ我特殊ノ地位權益侵迫ハ支那本部ヨリ來ルコトアルヘク又露國乃至北滿方面ヨリ來ルコトアルヘク又東三省内部ノ崩壞ニ因ルコトアルヘク將又支那以外ノ國ノ何等カノ行動ニ基クコトモアリ得ヘキ其ノ何レノ原因ニ由ルヲ問ハス我方ニ於テハ東三省ノ平和ヲ攪亂セシメス以テ我權益ヲ擁護スルヲ為防護ノ手段ヲ講セサル可カラス

(2)東方會議次第書(極秘)

(3)支那政況概観(昭和二年六月二十五日調)(秘)

(4)昭和二年四月十六日政友會臨時大會及同年六月十二日政友會關東大會ニ於ケル田中政友會總裁演說並二同年四月二十二日内閣組織ノ際ノ田中内閣總理大臣聲明書

(5)滿蒙ニ於ケル政情ノ安定並懸案解決ニ関スル件(極秘)

(6)長江方面居留民救恤ニ関スル件(極秘)

(7)對支經濟發展策(極秘)

(8)山東派兵ノ反響(其一及其二)(秘)

(9)支那ニ於ケル日本ノ投資額、借款額及貿易額概表(昭和二年六月調)

(10)昭和二年七月七日東方會議ニ於ケル田中外務大臣ノ對支政策綱領ニ関スル訓示(秘)

(二)外務省側以外ヨリ配付セル書類左ノ通

(1)支那各派軍内容一覽表(參謀本部)(秘)

(2)北滿ニ対スルソヴイェト連邦企圖ニ就テ(參謀本部)(秘)

(3)貝加爾湖以東ノ地区ニ於ケル露軍配置要図(參謀本

部) (秘)

(4) 北京勞農大使館ヨリ押取シタル秘密文書第一号及第二号 (參謀本部) (秘)

(5) 南滿州付屬地地方行政統一案 (閣東庁) (秘)

(6) 民間對支債權明細表 (銀行關係ヲ除ク) (當業者請願參考用)

(ハ) 會議準備參考書類目錄

今回ノ東方會議ノ為準備シタル參考書類目錄左ノ如シ

(甲) 亜細亜局關係資料

一、一般政策關係

(イ) 支那政況概観

(ロ) 露支關係 (東支鐵道、露支国境軍隊、露国公館搜索事件、最近ノ露国ノ對支態度)

(ハ) 英支關係 (對支政策ニ関スル英国政府第一回覚書、同第二回覚書及漢口及九江協定)

(ニ) 米支關係 (米国國務長官声明)  
(在支帝國官憲意見)

A 芳沢公使意見

B 吉田總領事意見

C 天羽總領事意見

D 赤池濃ノ意見

E 松井少将ノ意見

(イ) 清浦内閣四大臣對支政策申書

(ロ) 第五十二議會ニ於ケル幣原外務大臣演説

(ハ) 昭和二年四月十六日政友会臨時大会ニ於ケル田中政友会総裁演説並同年四月二十二日内閣組織ノ際ノ田中内閣總理大臣ノ声明書

(ニ) 昭和二年六月十二日政友会閣東大会ニ於ケル田中内閣總理大臣演説

二、滿蒙問題

(イ) 大正十年五月張作霖ニ對スル態度ニ関スル閣議決定

(ロ) 大正十三年児玉閣東長官ノ對張作霖申入振

(ハ) 大正十三年八月滿蒙鐵道ニ對スル方針ニ関スル閣議決定

(ニ) 大正十五年三月對張警告ニ関スル閣議決定及右経過概要

(在) 滿蒙ニ於ケル政情ノ安定並懸案一併解決ニ関スル件

付、吉林海龍間鐵道ニ関スル件

(イ) 吉海鐵道、打通鐵道ニ関スル経過

(ロ) 商租問題ノ経過

(ハ) 在滿鮮人問題

三、南方政權トノ關係

(イ) 蔣介石側トノ非公式連絡問題

(ロ) 外交代表特派等ニ関スル武漢政府側ノ申出

(ハ) 南京事件交渉

付、對支強硬政策ニ関スル件

四、蔣方旋、張厚畹等ヲ中心トスル南北妥協運動経過概要

五、支那問題ニ関スル英米露トノ了解問題

(イ) 對英

(ロ) 對露

六、在支外國軍隊乃至出兵問題

(イ) 滿州駐屯軍交代及補充問題

(ロ) 北支駐屯軍増派問題

(ハ) 山東派兵問題及其影響

(ニ) 上海其他長江警備問題

七、對支武器艦船供給禁止ニ関スル協定

八、長江方面居留民救恤案

九、支那ニ於ケル邦人ノ經濟的發展問題

(イ) 對支經濟發展策

(ロ) 従来及将来ノ投資問題

(ハ) 支那海關、郵政、塩政制度ノ破壊問題

(ニ) 支那ニ於ケル日本ノ投資額、借款額、貿易額、其他数字の材料

一〇、日支通商条約改訂問題

(イ) 我方方針案

(ロ) 非公式交渉概要

一一、治外法權委員會報告書

一二、租界問題

(イ) 在支專管居留地ノ地位變更問題ニ関スル我方方針案

(ロ) 上海共同租界行政組織改正問題並所謂大上海案

(乙) 通商局關係資料

一、對支經濟發展策 (通商局提案)

二、事變保險關係參考資料

(1) 在支邦人損害要償額調

(2) 本邦ノ對支投資額調

### 三、金融、銀資金關係參考資料

- (1) 在支本邦人銀行一覽表
- (2) 大藏省調査海外事業資金表
- (3) 滿州ニ対スル政府融通資金調
- (4) 貿易企業助成銀資特別會計法案
- (5) 最近六年間倫敦銀塊相場高低表
- (6) 為替調節銀資金計算基礎
- (7) 在支本邦人商業會議所表

### 四、通商條約及關稅改訂會議關係資料

- (1) 日支通商條約改訂ニ關スル根本方針
- (2) 日支通商條約改訂問題經過
- (3) 對支關稅改訂會議經過概要

### 五、村井外務書記官報告書

(參考) 武漢政府公布各種新條約

### 六、對支經濟關係一般資料

- (1) 日支貿易ノ消長
- (2) 在支邦人企業調査
- (3) 最近五ヶ年間支那重要港別貿易額一覽表
- (4) 最近五ヶ年間ニ於ケル本邦對支貿易月別表

### 一 東方會議

南方ニ進メ今ヤ奉天側諸軍ハ江蘇、安徽、河南ニ於テ南軍ト相對峙スルニ至リ形勢ノ推移遽ニ予測ヲ許ササルモノアリ斯クノ如ク支那政局ノ混乱從來ニ比シ一層拡大且緊迫ノ状態トナレルニ伴ヒ我國トシテハ密接特殊ノ關係ニ在ル滿蒙地方ノ康寧ニ付特ニ考慮ヲ要スルモノアル処同地方ノ地理的状況ハ支那中央ノ禍亂ニ對シ比較的超然タル地位ヲ維持シ得ヘキコト從來ノ經驗ノ示ス所ナルニ鑑ミ其ノ政情安定ノ為ニハ疾キニ臨ンテ東三省内政ノ基礎ヲ充實シ治安ノ維持、人心ノ安定ヲ計リ以テ出來得ル限リ動乱ノ波及ヲ予防スルヲ急務トス而シテ東三省財政金融界ノ現情ニ照シ東三省当局自ラ財政ノ整理確立ヲ計リテ後始メテ内政ノ基礎充實ヲ期スルヲ得ヘク帝國政府トシテモ内政干渉ニ互ラサル範圍ニ於テ此ノ目的達成ノ為滿蒙ニ關係アル我企業家若ハ会社ヲ支持シ財政上並技術上ノ援助ヲ東三省官民ニ供与セシメ同時ニ此ノ機ニ際シ同地方ニ於ケル日支双方ノ經濟的發展ニ必要ナル諸懸案ノ解決ヲ促進スルコト肝要ナリト思考セラル就テハ近く適當ノ時期ヲ見計ヒ左ノ措置ニ出ツルコトト致度

(イ) 東三省財政整理問題ニ付テハ別紙第一号ノ趣旨ニ依リ奉

(5) 支那資源及市場上ヨリ見タル本邦ノ地位

- (6) 一般時局ト金融界概況ニ關スル件
- (7) 時局ノ邦人紡績ニ及ホシタル影響
- (8) 支那労働争議ニ關スル件
- (9) 時局ニ因ル在支外國人(日本人以外)企業ノ影響
- (10) 長江流域地方財界前途趨勢予想觀ニ關スル件
- (11) 時局ノ邦船ニ及ホシタル影響
- (12) 時局ニ因ル支那人經濟的打擊狀況

### 付録 特殊問題ニ關シ會議ノ為用意セル試案

會議ニ於テ問題トセラルヘキ特殊事項ニ付テハ外務省主管局側ニ於テ付議ノ便宜上予メ試案ヲ用意シタリ左ノ(甲号)乃至(丙号)ノ三案即チ之ナリ

#### (甲号)

滿蒙ニ於ケル政情ノ安定並懸案解決ニ關スル件

滿蒙ノ政情安定ニ付テハ大正十五年四月以來在奉天帝國總領事ハ政府ノ方針ヲ体シ東三省当局殊ニ張作霖ニ對シ機會アル毎ニ其ノ自重ヲ促シ内部充實ニ力ヲ用ヒンコトヲ勸告シタリシカ其ノ後張作霖ハ漸次政局ノ変移ニ引摺ラレ軍ヲ

天当局ニ對シ財政的技術的援助ヲ与フルト同時ニ既得利權ノ確立ニ努ムルコト

(ロ) 滿蒙ニ於ケル懸案鐵道完成ニ付テハ大正十三年八月閣議決定ノ方針ニ引續キ別紙第二号ノ趣旨ニ依リ之ヲ促進ヲ図ルコト

#### (別紙第一号)

東三省財政整理問題ニ關スル件

東三省ノ財政整理問題ニ付テハ大正十五年三月閣議決定ノ方針ニ依リ在奉天吉田總領事ニ於テ奉天当局ト懇談ノ經過ニ徴スルニ先方ニ於テモ漸ク我方ノ真意ヲ諒解シ我方ヨリ一定ノ財政整理費借款ノ供給ヲ受クルニ於テハ我方ニ對シ其ノ財政状態ノ調査ヲ委シ整理ヲ実行スルノ意思ヲ有スルニ至リタルヲ以テ此ノ際我方トシテハ右財政整理借款ニ応スルノ覚悟ヲ以テ

(一) 最近ノ機會ニ於テ我金融界ノ相当ナル専門家ヲシテ東三省財政状態ノ調査ニ從事セシメ差当リ右滿州通貨ノ安定方ニ付具体的方法ヲ考究立案シ助言セシムルコト可然

(二) 右財政整理借款ノ財源ニ就テハ之ヲ政府ニ求ムルコトハ困難ナルヘキモ東三省内ニ特殊ノ利害關係ヲ有スル我諸

会社ヲシテ之ニ応セシムルノ見込アリ現ニ

(イ)大倉組ニ於テハ此ノ際本溪湖炭坑契約ノ期限延長其他ノ問題ヲ解決シ得ルニ於テハ右目的ノ為相当金額ノ借款ニ応スルニ吝ナラサルノミナラス

(ロ)満鉄ニ於テモ此ノ際支那側トノ間ニ其ノ計画セル諸鉄道ニ関スル契約(別紙第二号参照)ヲ確定シ得ルニ於テハ相当金額ヲ支出シ右借款ニ応スルヲ厭ハス尚

(ハ)東亜勸業ニ於テモ此際政府年来ノ主張タル滿州商租並蒙古農業合併経営問題解決ニ至ル一道程トシテ滿蒙新設又ハ既設鉄道ノ沿線土地開放並之ニ対スル一定ノ租權獲得ヲ条件トスルニ於テハ此ノ際相当金額ノ出資ニ

応スルニ躊躇セサルヘク場合ニヨリテハ政府ノ方針トシテ同公司ノ有力者タル滿鉄及東拓ニ土地獲得ヲ強ク勸告スルノ要アルヘシ

(三)就テハ前頭我方専門家ノ通貨安定財政整理等ニ関スル調査ト相前後シテ在奉天總領事ヲシテ前記(イ)(ロ)諸会社ノ希望条件ニ対スル奉天側ノ意向ヲ確メシメ其ノ結果政府ニ於テ奉天側カ右希望条件承諾ノ意向アルコト並財政整理内政充実ノ誠意アルコトヲ認メタルトキハ前記諸会社

二、呼蘭綏化線、本線ニ対スル南滿州鉄道会社ノ材料売込契約ハ既ニ実行済ナルカ本線今後ノ延長ニ付テハ最利害關係密接ナル露国トノ關係ヲ考慮シ同国トノ協力又ハ借款団トノ共同露国側ノ感觸ヲ損フコトナキ適當ナル方法ニ依リ其實現ヲ図ルヘキコト

三、奉天鉄嶺間ノ一地点ヨリ新邱ニ至ルノ線、奉天ノ西約百哩新邱ノ炭田ハ埋蔵量ノ大ナルハ優ニ撫順ヲ凌駕スト予想サルル処南滿州鉄道会社ニ於テハ既ニ右炭田ノ約五分ノ一ニ付日支合弁会社ノ形式ニテ完全ニ權利ヲ所有シ残余ノ大半モ亦支那人名義ニテ内密ニ其ノ權利ヲ収メ居リ近ク同様ノ形式ヲ以テ全部ノ權利取得方計画中ナリ然ルニ大規模ノ炭田開発ニハ直接滿鉄線ト接触スル鉄道線アルコト必要トスルニ付此際滿鉄ヲシテ該合弁会社私有ノ如キ適當ノ形式ニ依リ同炭田ヨリ奉天鉄嶺間適當ノ地点迄運炭専用線敷設方ヲ促進セシムヘキコト尤モ右鉄道ニ於テハ一般ノ營業ハ一切之ヲ扱ハサルコトトシ以テ京奉鉄道並行線タルノ理由ヨリシテ予想サルル一切ノ支障ヲ避クル様取計ハシムヘキコト

四、白音太拉開魯線並其延長線、南滿州鉄道会社ニ於テハ

ヲシテ奉天總領事指導ノ下ニ東三省当局トノ間ニ本件借款合同ヲ締結セシムルコト

(別紙第二号)

滿蒙ニ於ケル鉄道問題ニ関スル件

滿蒙ニ於ケル鉄道問題ニ関シテハ大正十三年八月二十二日閣議決定ノ次第アリタル処其ノ後約二ヶ年ヲ經過セル今日右閣議決定ノ方針ハ大体實現シタルカ未タ完成セサルモノアリ別ニ延長新設ヲ要スルモノアリ此際前頭閣議決定ノ方針ニ引續キ大体左記ノ方針ニ依リ南滿州鉄道会社ヲシテ滿蒙懸案鉄道計画ノ完成ニ努力セシムルコト可然

滿蒙鉄道計画ニ関スル方針

一、長春大賚線、本線ニ関シテハ大正十三年八月二十二日閣議決定ノ次第アル処此際南滿州鉄道会社ニ於テ(イ)支那側ヲシテ本線ニ付標準軌幅ヲ採用セシメ(ロ)本線路カ南滿鉄道ノ培養線タル様特ニ留意シ且(ハ)本鉄道ニ対スル日本側ノ債權ニ付テハ確實ナル担保ニ依リ充分之ヲ保護セシメ得ルニ於テハ官設又ハ私設其他如何ナル形式ニ依ル鉄道布設ニ対シテモ同鉄道会社ニ於テ之ヲ援助促進シ差支ナキコト

本線ニ関シ既ニ支那側トノ交渉ニ着手シ居ル趣ナルニ付テハ同社ヲシテ速ニ本線ニ付協定ヲ遂ケ其實現ヲ図ラシムヘキコト

五、吉林會寧線(實際上ハ敦化會寧線)、本線カ我國国防上並經濟上急速實現ヲ要スヘキハ言フ俟タサルコロナリ然ルニ朝鮮總督府ニ於テハ本線トノ連絡ヲ謀ル為一方図們江ニ沿フテ雄基ニ至ル新鉄道ヲ布設スルト同時ニ他方上三峰會寧間ノ図們鉄道(南滿太興合名会社即チ飯田延太郎關係)ヲ買収シテ広軌ニ改築シ以テ滿鮮交通連絡ヲ完成スル計画アリ

而シテ右連絡上最必要ナル図們江ノ橋梁ハ何時ニテモ広軌ニ引直シ得ヘキ基礎工事ヲ以テ目下飯田側ニ於テ架設中ナルカ図們江支那岸ヨリ老道溝ニ至ル間ニハ現在日支合弁ノ天図輕便鉄道(等シク飯田延太郎關係)アリテ飯田側ニ於テハ此ノ際支那側ト交渉シ且從來其ノ主タル出資者タル東拓其ノ他資本案ノ援助ヲ得テ之ヲ広軌ニ改築シ今後約三年ニシテ之ヲ完成スルノ計画アリ而シテ此ノ計画ニ依ルトキハ從來吉會線完成上ノ難関タリシ天図鉄道ノ買収又ハ補償ノ如キ善後処分自ラ解決シ且間島地方

ヲ通過スル吉会線ノ部分ハ日支合弁鉄道ノ形式ヲ維持スルコトヲ得ヘク之ヲ單純ナル借款又ハ請負鐵道ト為スヨリハ我方年来ノ政策ニモ合致スル所以ナリ將又吉会線ノ他ノ一部分タル吉林敦化間ハ目下滿鉄ノ工事請負ニ依リ建設中ニシテ今後約二年内ニ完成ノ予定ナルヲ以テ吉会全線ヲ通シ敦化老道溝間ノ約六十五哩ノ間隙ヲ生スルコトトナルヘシ就テハ此ノ際滿鉄ヲシテ右飯田側ノ計画ト相呼応スルノ趣旨ニ於テ支那側ト交渉シテ右六十五哩ヲ吉会線ノ延長トシテ請負建設セシムルコトトシ以テ如上各方面ノ計画ヲ促進シ今後約三ヶ年ノ期間内ニ全線ヲ完成スルニ努力セシムルコト但シ天図鐵道ノ債務整理問題ニ関シテハ同時ニ關係官民ニ於テ適宜協議スヘキコト

六、齊々哈爾昂々溪線、本線ニ関シテハ其ノ露國ニ對スル關係機微ナルニ鑑ミ南滿州鐵道会社幹部ヲシテ全然個人ノ資格ニ於テ支那側ヲ指導セシメ我方ニ重大ナル利害關係ナキ新線ニシテ露國側ノ希望スルモノアラハ支那側ニ於テ本線實現ト交換的ニ之ヲ露國側ニ提供スル様仕向ケ以テ本線ノ實現ヲ促進セシムルコト

七、洮南索倫線、本線ハ一面ニ於テ東三省側ニ取リテハ北

トスルモノニ對シ強テ我方既得權ヲ楯ニ抗議ヲ続クルハ建設的ニ滿蒙鐵道網ノ完成ヲ図ル所以ニモ非スト思考セラル然ルニ我方ニ於テハ一方滿蒙鐵道網ノ完成ニ付テハ目下別紙ノ方針ニ依リ之カ計画ヲ進ムルノ必要ニ際セシ居リ又他方支那側ノ彰武白音太拉間鐵道計画ニ對シテハ其南滿鐵道併行線タルノ故ヲ以テ之カ實現ヲ阻止セサルヘカラサル立場ニアリ旁々此際妥協ノ趣旨ニ依リ支那側ニ於テ左記我方提議ヲ承諾スルニ於テハ我方ニ於テモ之ト交換的ニ支那側ノ本件吉海線計画ヲ承認スルコトノ方針ヲ以テ適當ノ機會ニ於テ右ニ付支那側ト交渉ヲ開始スルコトト致度

左 記

一、支那側ニ於テハ別添「滿蒙ニ於ケル政情ノ安定並懸案ノ解決ニ関スル件」別紙第二記載諸鐵道ノ建設計画ヲ承諾スルコト

二、支那側ニ於テハ彰武白音太拉間鐵道ヲ建設セサルコト

(乙号)

對支經濟發展策(通商局提案)

(一)支那ニ於ケル事變保險制度ノ新設

滿及東部内蒙古地方ニ對スル露國勢力ノ進出ヲ控制シ併テ經濟上ノ利益ヲ増進スルノ目的ニ供セムカ為其ノ達成ヲ希望スルモノト認メラレ帝國ニ取リテモ國防上並ニ滿鉄ノ營養線トシテ重要ナル価値ヲ有ス之ト共ニ他ノ一面ニ於テ此際我方ヨリ強テ本計画ヲ促進スルトキハ其ノ露國ノ利益ニ及ホス影響ノ重大ナルニ顧ミ或ハ同國側ヲ刺戟シ延テ日露國交ノ大局ヲ危殆ナラシムルノ虞ナシトセス從テ政府ハ絶エス時局ノ推移ヲ注視シ事情ノ許ス限り成ル可ク速ニ本計画ノ實現ニ努ムルコト

吉林海龍間鐵道ニ関スル件

支那吉林省当局ニ於テハ最近吉林海龍間鐵道ノ建設ヲ計画シ之ヲ目下奉天側ニ於テ工事中ノ奉天海龍線ニ接続セシムムトシ居レル処右線路ハ結局大正七年日支間滿蒙四鐵道ニ関スル交換公文ニヨル吉海間我方留保線ト同一地域ヲ通過スルコトトナルヘキモ我方ニ於テハ既ニ奉天側ノ前記奉海線建設ヲ承認シ居レル次第モアリ旁々此際之ヲ吉林迄延長セシムルモ我方利益ニ對シ特ニ重大ナル影響ヲ及ホスモノニ非スト認メラルルノミナラス元來本件吉海線ノ如ク支那側ニ於テ同地方民ノ希望ニ基キ支那ノ資本ヲ以テ建設セム

要旨 支那ニ於ケル事變其他特殊ノ事情ニ基ク災厄ノ為蒙ルコトアルヘキ邦人在支財產ニ對スル損害保險ノ目的ヲ以テ政府ハ新ニ支那事變保險制度ヲ設ケ自ラ其ノ業務ヲ經營ス

所要經費 毎年五〇〇、〇〇〇円

(1) 内容梗概

(イ) 新ニ支那事變保險制度ヲ設ケ政府自ラ其ノ業務ヲ經營ス

(ロ) 保險業務ノ經營及監督機關トシテ外務、商工、大藏各省高等官及民間保險業者ノ代表者ヲ以テ組織スル委員會ヲ設ケ

右委員會ハ業務ノ執行ヲ管掌シ即チ一方(a)政府基金ノ運用ヲ監督スルト共ニ(b)保險ニ付スヘキ危険ノ範圍及保險料ノ決定並危険ノ検査等重要事項ノ決定權ヲ有スルモノトス

(ハ) 保險業務ノ執行ハ民間保險業者ニ之ヲ委託シ政府ハ當該保險業者ニ對シ一定ノ手数料ヲ交付ス(保險料ノ約一割五分：十五万円見当)

(ニ) 保險業務ノ範圍ハ委員會(ロ)項参照)ノ決定スル

所ナルモ大体支那ニ於ケル戦争、動乱、革命其他特殊事変ニ因リテ生スルコトアルヘキ邦人ノ在支財産「動産（輸送中ノ貨物ヲモ含ム）不動産」ニ対スル損害ヲ補償スルモノトス  
尚生命保険ニ付テハ特別ノ考量ヲ要セサルモノト認ム

(丙) 政府ハ右保険経営金トシテ昭和三年度以降毎年五十万円宛ヲ予算ニ計上ス

(丁) 右基金運用ノ為特別会計法ヲ設ケ保険料ノ収入ハ之ニ繰入ルルコトトス

(ハ) 被保険者政府保険機関ヨリ損害ノ填補ヲ受ケタル後右損害ニ対シ支那側ヨリ賠償ヲ受ケタル時ハ当該賠償額中ヨリ既ニ支払ヲ受ケタル保険金額ニ該當スル額ヲ控除シ右控除額ヲ政府ノ収入トス

(2) 理由

支那政局ノ推移如何ハ容易ニ逆睹スルヲ得サルモ少クモ近キ将来ニ於テ其ノ安定ヲ見ルカ如キハ先ツ望ナカルヘク從テ今後數年間ハ依然不安ノ状態継続スルモノト覚悟セサルヘカラス斯ル状態ノ下ニ邦人ノ

トス

(ロ) 前項銀資金ハ之ヲ一定条件ノ下ニ關係地方ニ於ケル正金、台銀、鮮銀其ノ他ノ特定機関ニ預託シ其ノ一部ハ之ヲ政府自ラ保管ス

(ハ) 銀資金運用条件ノ詳細ナル点ニ付テハ後出資金運用委員会ノ決定ヲ俟ツテ内規ヲ設ケル等適當ノ監督方法ヲ講スルコトトスルモ大体左記ノ方針ニ依ルコトトス

(a) 銀資金貸付ノ範圍ハ成ルヘク中小商工業者ノ所要ニ係ル不動産取得資金並ニ其ノ商工資金トシテ之ヲ供給スルモノトス

(b) 本銀貸付利率ハ大体普通銀行貸出利率ヲ基準トス  
(c) 銀資金ノ貸付ヲ受ケムトスル中小商工業者ヲシテ本資金運用ノ実績ヲ挙ケシムル為組合組織スル等出来得ル限り連帯責任ヲ以テ其ノ信用ヲ保障セシム

(d) 銀資金ヲ特定銀行ニ預託スル場合ニハ右資金取扱ノ為當該銀行固有ノ業務ト切離シ特別ノ部門ヲ設

經濟活動促進セントセハ戦争、動乱其ノ他特殊ノ事変ニ因ル不測ノ損害ヲ填補スルノ途ヲ講スルコト最モ必要且有効ナリト思考セラル本案ニ於テハ右目的ノ為政府ニ於テ新ニ支那事変保險業務ヲ経営シ成ルヘク其ノ保険率ヲ低下シ以テ広ク當業者ヲシテ之ヲ利用セシムルコトニ依リ邦人ノ対支經濟發展ヲ保護助長セントスルモノナリ

(ニ) 在支中小商工業者ニ対スル金融機関ノ整備

要旨 一定ノ銀資金ヲ準備シ之ヲ一定条件ノ下ニ在支邦人（主トシ中小商工業者）ノ經濟的活動保護助長ノ資金ニ充當ス

所要經費 五〇、〇〇〇、〇〇〇円

(1) 内容

(イ) 政府ハ在支邦人（主トシテ中小商工業者）ニ対スル資金ノ融通又ハ金銀為替相場ノ不自然且急激ナル變動調節ノ為メ銀資金設定ノ目的ヲ以テ一般会計ヨリ五千万円ヲ支出ス

本年四月上海五銀行銀資金トシテ政府カ上海ニ現送セル約七百五十万円ノ現銀ヲ本資金ニ繰入ルルコト

ケ右部門ニ於テ資金ノ貸出ヲ為スト共ニ一方此等中小商工業者ノ預金ノ受入業務ヲモ開始セシム

(e) 銀資金ノ一部約（一千万円）ハ支那ニ於ケル事變其他特種ノ事情ニ基ク金銀為替相場ノ不自然且急激ナル變動調節ノ資ニ充當スルモノトス

(f) 本銀資金運用ノ監督機関トシテ外務、大蔵兩省員及關係銀行代表者ヲ以テ組織スル委員会ヲ設ケ之ヲ大蔵省ニ隸屬セシム

(2) 理由

我對外經濟政治政策上銀資設定ノ必要アルハ今更絮説スル迄モ無キ所ナルカ就中対支經濟關係ノ發展助長上殊ニ然リトス蓋シ支那ニ於ケル邦人經濟活動ノ実状ヲ見ルニ中小商工業者ニ対スル金融機関ノ欠如セルノミナラス一方彼等ノ活動舞台ハ銀貨因タルニ拘ラス企業計算ノ基礎ハ金円ヲ以テシ若クハ常ニ之ト密接ナル關係ヲ保ツ結果金銀比価ノ變動ニ依リ常ニ脅威ヲ受ケ從テ其ノ發展ヲ阻害セラルルコト尠カラス加フルニ最近支那動乱ノ結果ハ將來ニ於ケル彼等ノ活動ヲシテ益困難ナラシメントスルノ事情アリ

仍テ右両様ノ欠陥ヲ補ハンカ為メ此際此等中小商工業者ニ対シ適當ナル金融ノ道ヲ啓キ以テ其ノ堅実ナル發展ヲ誘導助長スルハ誠ニ刻下ノ急務ト謂ハサルヘカラス是本案ニ於テ政府カ五千万円ノ銀資金ヲ設定シ以テ此等中小商工業者ニ対シ其ノ最モ必要トスル銀資供給ノ道ヲ啓キ且適當ノ方法ニ依リ彼等ノ貯蓄機關ヲ設定スルト共ニ一面支那ニ於ケル事變其他特種事情ニ基ク金銀為替相場ノ不自然且急激ナル變動ヲ調節シ以テ邦人ノ對支經濟的發展ヲ保護助長セントスル所以ナリ

(丙号)

長江方面居留民救恤ニ関スル件

長江一帯ノ我カ居留民ニシテ南京事件及漢口事件ノ直前後ニ於ケル時局ノ影響ヲ受ケ引揚ケタル者ノ數上海約五千四百名其他併セテ約二千六百名合計約八千名ニ達ス就中上海以外各地ノ引揚ハ多ク忽卒ノ間ニ行ハレ引揚民ノ大多数ハ之ニ依リテ突如生計ノ資ヲ失ヒ何レモ多少ノ財産商品等ヲ不安裡ニ遺留シ殆ト無一物ニテ避難シタル状態ニシテ殊

ニ南京漢口ノ如キ直接被害地ニ於テ其ノ状最モ甚シトス從ツテ是等引揚民中俸給生活者及其ノ家族並個人企業家中ニテモ基礎ノ確実ナル者ヲ除ク外多クハ引揚後失業徒食ノ悲境ニ陥リ又漢口、上海等ノ残留者ニシテ失業ニ苦シムモノ尠カラス之ヲ總計スルニ今次時局ノ直接影響ニ因ル困窮者約二千名ヲ下ラサルヘシ

元來今次引揚ニ関スル帝國政府ノ方針ハ漢口、上海等安全地点ニ対スル一時避難ヲ趣旨トシタルモ已ムヲ得サル各種ノ事由ニ依リ多ク其ノ貫徹ヲ見サリシ次第ナルカ領事ノ引揚命令ハ國家ノ公法行為ナルカ故ニ我國ノ法制上之ニ因ル損害ニ対シ賠償ノ責任無シトノ法理論ハ暫ク別トシ時局ノ影響広大且深刻ナルコト前記ノ如クナル現情ニ鑑ミ此際政府ニ於テ差当リ社会政策的並對支發展上ノ見地ヨリ前記引揚ニ對スル適當ノ善後措置ヲ講スルコト当面ノ急務ナリト思考ス

右差当リノ善後措置トシテハ

(一)時局ニ因ル困窮者ヲ救済スルコト

(二)引揚者ノ復歸及業務再開ヲ援助スル意味ニ於テ損害ノ立替補償ヲ与フルコト

ノ二途ヲ包含ス(一)ハ即チ時局ニ因ル引揚者及残留者ニ就キ最モ生活困難ニ陥リ救済ヲ必要トスル者ニ對シ生活費ヲ給与シ並之ニ依リテ復歸ノ際ニ於ケル費用ヲ自ラ調達スルノ余裕ヲ与ヘムトスルモノニシテ又(二)ハ時局ニ因ル人的及物的直接損害ハ当然支那側ヲシテ賠償セシム可キモノナルモ其ノ急速實現ハ困難ニシテ從テ被害者ハ賠償ニ依ル業務再開ノ資本ヲ速カニ得難キニ鑑ミ政府ニ於テ損害額ノ幾分ヲ一時立替補償シ之ト同時ニ間接被害者ニ對シテモ相当額ヲ貸与シ以テ復歸後業務再開ノ一助タラシメムトスル趣旨ニ外ナラス

就イテハ別紙詳述ノ如キ方案ニ依リ此際特別ノ取計ヲ以テ左記金額ノ予備金支出ヲ行ヒ速カニ引揚ニ對スル善後措置ヲ完了スルコトト致シ度シ

一、困窮者救済費 六〇〇、〇〇〇円

二、損害立替補償費一、二一五、〇〇〇円

合計 一、八一五、〇〇〇円

(別紙)

長江方面居留民救恤案

(一)時局ニ因ル困窮者ノ救済

上海ヲ除ク長江各地居留民總數三千二百五十名中今次時局ニ因リ引揚ケタル者約二千六百名ニシテ右ニ就キ其ノ半數即チ約千三百名ハ非俸給生活者ナリ又残留者合計約六百五十名中非俸給生活者約三百名ニシテ之ヲ合計スルニ引揚者及残留者ヲ通シ非俸給者ノ數約千六百名ヲ算ス

俸給生活者及其ノ家族ハ因ヨリ救済ノ要ヲ認メス又非俸給生活者ト雖營業及資産ノ状態其他ノ關係上引揚後ニ於ケル生活ノ難易ニ自ラ大ナル差等アリ實質上救済ヲ必要トセサル者尠カラサルヘキモ長江各地ノ居留民中非俸給生活者ハ僅少ノ例外ヲ除キ多クハ資力ニ乏シク從ツテ引揚ニ因リ生計ノ資ヲ失ヒ時日ノ経過ト共ニ益々困窮ヲ重ネ又残留者ニモ失業ニ陥レル者甚タ多ク此際速カニ救済ヲ必要トスヘキ者彼此通シテ約千三百名ニ達スヘシ

他方上海ニ於ケル引揚ハ他ノ各地ト全ク事情ヲ異ニスルモ引揚者五千四百名中困窮ノ甚シキ者約三百名又残留者中失業困窮ニ陥レル者約四百名ニシテ此際等シク救済ヲ要スト認メラルル者合計約七百名ニ及フ之ヲ要スルニ長江一帯居留民ニ就キ時局ニ因ル困窮者トシテ急速救済ヲ俟ツ者約二千名ナリ

救済ヲ行フヘキ期間ハ引揚民ノ復歸シ得ヘキ時機ヲ以テ限度トス可キモノナル処政府トシテハ各地ノ事態ニ応シ部分ノ復歸シ得ル場所ニハ速カニ復歸セシメ自然ニ全般ノ復歸ヲ馴致セシムル方針ニ出ツルヲ可トスヘキヲ以テ右期間ヲ仮ニ四月以降六箇月ト限定シ此間ニ於テ復歸シ得ルモノニ對シテハ復歸ヲ奨励シ然ラサル者ニ對シテモ永ク当局ノ救恤ノミニ依倚スルコト無ク將來ノ生計ニ付キ局面展開ノ機會ヲ与フルヲ必要トス可シ

更ニ救済金額ハ本件救済ノ趣旨カ引揚中生活費ヲ補助シ及復歸ノ準備ヲ講スルノ余裕ヲ与フルニ在ルニ鑑ミ内地ニ於ケル生活費及原居留地ヘノ船車料等ヲ參酌シ一人平均三百円ト限定シ以上ヲ以テ困窮者ニ對スル救済ヲ打切ルコトトスルヲ要ス尤モ救済金ノ給与ニ當リテハ(一)独身者ト家族ヲ有スル者トノ間ニ斟酌ヲ加フ可ク(二)大人ト小兒トノ間ニ差等ヲ設クヘク又(三)既ニ何等救済ヲ受ケ居ル者ニ付テハ其ノ額ヲ控除スル等ノ方法ニ依リ分配ノ衡平ヲ期スヘキハ勿論ナリ

以上ノ基礎ニ依リ支出スヘキ救済金ノ總額ヲ算定スレハ次ノ如シ

テ夫々支那側ニ對シ賠償ヲ要求シツツアリ其他ノ損害モ当然支那側ヲシテ賠償セシムヘキ性質ノモノナルモ目下ノ形勢ヨリ見ルニ右賠償ハ到底急速ニ之ヲ取付クルノ見込立タサルカ如シ

然ルニ被害者ノ大多数ハ中産以下ノ居留民ニシテ賠償ノ延引ヲ苦痛トスルコト自ラ甚シク殊ニ南京ノ如ク生活及營業ノ根柢ヲ全然根底ヨリ覆サレタルモノニ於テ特ニ然リトス而シテ是等被害者ハ復歸後其ノ商売再開ノ資本トシテモ專ラ右賠償額ニ依倚スルノ外無キ状態ナルヲ以テ此際政府トシテハ他日支那側ヨリ賠償ヲ取付クル迄一時立替ノ形式ヲ以テ前記損害額ノ幾分ヲ補償スルコト對支發展上ノ見地ヨリ見テ最モ肝要ナリト思考ス

次ニ引揚移動ニ因ル損害、營業停止ニ因ル損害、精神上ノ打撃其他所謂間接損害ニ属スルモノハ其ノ損害額ノ算定殆ト不可能ナルノミナラス從來ノ例ニ依ルモ之カ賠償ヲ要求シタルコト無キヲ以テ此際之ニ付テ考慮スヘキヤ否ヤハ甚疑点ヲ存スル所ナルカ引揚民及残留者ニ就イテ見ルニ直接損害ヲ受ケタル者ハ割合ニ少数ニシテ從ツテ独力復活ノ能力無キ者ニシテ直接被害者ニ非サル為メ前記立替補償ノ恩

一、救済ヲ受クヘキ者ノ數  
イ、長江各地 一、三〇〇名  
ロ、上海 七〇〇名

計 二、〇〇〇名

二、救済ニ要スル金額(一人平均三百円)  
六〇〇、〇〇〇円

(二)時局ニ因ル居留民損害ノ立替補償

時局(本年三月南軍ノ上海進入以來)ニ因ル長江一帶居留民ノ直接損害額概テ次ノ如シ

一、上海擾亂ニ因ル損害額(査定済)

約 五六、〇〇〇円

二、南京事件ニ因ル損害額(領事館關係ヲ除ク)

約 五〇〇、〇〇〇円

三、漢口事件ニ因ル損害額(査定済)

約 一五五、〇〇〇円

四、其他ノ損害推定額

約 一〇、〇〇〇円

合計 約 七二一、〇〇〇円

右ニ就キ南京及漢口ニ於ケル損害ハ兩事件ノ善後交渉ニ於

典ニ浴スルヲ得サル者多數ヲ生スルコトナル可キヲ以テ是等直接被害者以外ノ者ニ對シテモ復歸後業務復興資金援助ノ意味ニ於テ相当額ノ支出ヲ必要トス可シ

以上ノ方針ニ基キ直接損害ハ其ノ半額ヲ補償シ其他(非直接被害者ハ約千七百名ノ見込)ニ對シテハ仮リニ一人平均五百円ヲ支出スルモノトシテ計算セハ時局ニ因ル損害立替補償トシテ政府ノ支出ヲ要スル額次ノ如シ

一、直接損害補償額 約 三六五、〇〇〇円

二、非直接被害者ニ對スル補償額

約 八五〇、〇〇〇円

合計 約 一二一五、〇〇〇円

右補償金ハ何レモ貸与ノ形式ヲ採リ前者ニ在リテハ他日支那側ヨリ賠償ヲ取付ケタル場合、後者ニ在リテハ將來營業収益其ノ他ノ中ヨリ夫々償還セシムルコトトシ又之カ支給ニ當リテハ領事ノ嚴重ナル監査ノ下ニ民団民會其他確實ナル責任団体ヲ經テ貸与スルノ方法等ヲモ充分考慮シ以テ分配ノ公平及會計上ノ非違無カラムコトヲ期スルノ要アルハ勿論ナリ

(付記一)

滿蒙鐵道敷設順序ニ関スル意見

亜細亜局私案

一、イ、長春大賚線

ロ、呼蘭綏化線(材料供給線)綏化海倫線(交渉中)

ハ、新邱線(運炭専用)

ニ、白音太拉開魯線並其延長線(滿鉄ニテ交渉中)

ホ、吉林会寧線

ヘ、齊々哈爾昂々溪線

二、洮南索倫線

陸軍側意見

一、吉会線及索倫線

二、長大線

三、白音太拉開魯林西線

四、呼蘭海倫墨爾根線

五、齊々哈爾昂々溪線

海軍側意見

一、吉会線

其他ノ諸意見

イ、芳沢公使

一、吉会線長大線新邱線

ロ、齋藤通商局長

一、吉会線

ハ、朝鮮總督府側

長春輯安線及会寧ヨリ寧安方面ニ至ル線

(但シ緩急ハ論セス)

(付記二)

滿蒙懸案解決ニ関スル各委員ノ意見

甲、鐵道網ニ関スルモノ

一、吉林会寧線

本線ニ関シテハ各員何レモ速ニ之ヲ実現スルコト肝要

ナリトスルニ一致シ殊ニ南參謀次長ハ左近司海軍々務

局長、芳沢公使、齋藤通商局長ヨリ政治上、軍事上、

經濟上ノ見地ヨリ前記必要ヲ力説スル所アリタリ

二、長春大賚線

昂々溪齊々哈爾線

白音太拉開魯線並其ノ延長線(滿鉄ニテ交渉中)

新邱線(運炭用)

右四線ニ付テモ各員何レモ異存ナシ

但シ南參謀次長ヨリ索倫線ハ對露作戦上重要ナルヲ以

テ之ヲ前記四線ノ何レヨリモ先ニ実現スルコトトシタ

キ旨(即(1)吉会線及索倫線(2)長大線(3)白音太拉、開魯

林西線(4)呼蘭、海倫、墨爾根線(5)齊々哈爾、昂々溪線

ノ順序トナル)ヲ述ヘタルニ對シ

木村亜細亜局長ハ露国側ノ對日態度良好ナル此ノ際ニ

於テ先ツ昂齊線ノ東支鐵道横断問題ヲ解決シテ既設ノ

洮昂線ノ經濟的価値ヲ發揮セシムルヲ急務トシ露国ノ

感情ヲ刺激スヘキ索倫線ノ実現ハ其ノ後トスル事得策

ナリトノ意見ヲ述ヘタリ

三、長春、輯安線及会寧、寧安線

南次長ヨリ陸軍側希望線トシテ右ニ線他數線ニ付説明

アリタルニ對シ淺利警務局長ヨリ輯安線及寧安線ハ朝

鮮總督府側ニ於テモ希望スル所ナリ尤モ右ハ敢テ急ヲ

要スル次第ニハ非サル旨ヲ述ヘタリ

乙、鐵道實現上ノ注意

(イ)鐵道敷設ノ形式

從來ノ借款鐵道ノ形式カ日本ノ勢力ヲ加フル上ニ不充

分ナルヲ以テ吉会線ノ如キ重要鐵道ハ成ルヘク合弁ノ

形式ニ依リ度キ意見アリタルモ結局時勢ニ鑑ミ原案ノ

形式ヲ以テスルノ外ナシト云フニ一致ス

(ロ)交渉ノ時期及場所

時期ニ付テハ張ノ現状ニ鑑ミ今日ヲ以テ好機會トシ又

交渉ノ場所ニ付テハ地方問題トシテ取扱フヲ可トスル

關係上奉天ニ於ケル交渉ヲ主トシ必要ニ応シ在支公使

ノ援助ヲ得ルコトニ一致ス

(ハ)鐵道敷設ノ實行機關

原案ノ滿鉄中心主義ニ對シ他ノ有力ナル会社例ヘハ金

福鐵道会社ノ如キヲモ参加セシムヘシトノ希望アリタ

ルモ結局原案ノ主張ニ對シ大体異議ナシ

(ニ)要スルニ前頭鐵道計畫ハ所謂作戦計畫ニシテ本計畫ノ

運用即チ實現ノ「タクチク」ニ至リテハ外務本省及出

先ノ裁量ニ一任セラレ度シトノ木村幹事長ノ希望ニ對

シ大体異議ナシ

丙、鐵道計畫實現ニ對スル政府ノ覺悟

本計畫實現ノ為張ヲ誘フニ足ルヘキ利益アリト思考セ

ラルルモ若シ張ニ於テ妥協的ニ我方ノ希望ニ応セサル  
トキハ之ニ相当ノ威圧ヲ加フルノ必要アルヘシトノ意  
見多カリキ

#### 丁、財政整理

東三省ノ財政整理問題ハ現下ノ如ク張作霖ノ戦争継続  
中ニ在リテハ実行困難ナルヲ以テ原案ノ如ク鉄道其ノ  
他ノ懸案解決ト財政整理トヲ関連セシメスシテ右兩者  
ヲ切離シ緩急ニ応シ之カ実現ヲ期スルヲ可トスルニ意  
見略一致セリ

### III 東方會議關係書類

#### 一、會議ニ関スル準備組織ニ関スル件

昭和二年五月九日起草

會議開催ニ関シ不取敢之カ準備ノ為左ノ係官ヲ置キ各關係  
事項ニ付予メ研究並準備ヲナサシム

#### 記

會議係 柳井事務官

文書係 森三等書記官

庶務係 長岡副領事

五月十三日會議組織案ヲ立案ス、廢案トナル、五月十八日  
會議組織案確定ス、會議期日ハ六月十六日ヨリ約一週間、  
外務大臣官邸ニ開クコトトス

五月十一日議題案決定

(一) 对支政策根本方針

甲、对各政權方針

乙、对滿蒙政策

イ、政治問題

ロ、經濟問題

(二) 支那ニ於ケル邦人ノ經濟的發展策

(三) 避難民ノ救恤問題

付 日支懸案一併解決ノ為ニスル撫恤方ニ関スル件

二、在支芳沢公使ノ支那時局意見(昭和二年六月上旬)

(一) 政局觀測

奉天軍カ黄河以北ニ退却シタルハ作戰上ノ計画ニ基クモノ  
ニシテ只今ノ所保定、德州ノ線ニ依リ最後ノ防御ヲ試ムル  
意向ナリト言フカ此ノ計画ハ不成功ニ終ラサルヤヲ虞ル要

(1) 張作霖カ身ヲ以テ亡命スルノ已ムナキニ至レル場合

奉天軍敗退後東三省ノ治安維持ニ当ラシムヘキ人物ト  
シテハ

(A) 楊宇霆ハ人物技術優秀ナルモ未タ奉天派ノ頭目連タ  
ル吳俊陞、張作相、湯玉麟等ヲ纏ムルノ貫禄ナシ

(B) 又王永江ハ才能アルモ文官ナレハ武將ヲ統率スルコ  
ト不可能ナリ

(C) 吳俊陞ハ最モ人望アランモ彼ニハ斯ノ如キ野心モ又  
力量モ認め難シ

(D) 結局實際問題トシテハ奉天派統率ノ責任者ハ張作霖  
ノ生存スル間ハ彼ヲ措イテ他ニ適任者ナシ從テ奉天

派敗退ノ場合ト雖モ滿州ニ於テハ差当リ張ヲ押立テ  
一段落ヲ付ケシムルヨリ致方ナカルヘシ

(2) 張カ安全ニ滿州ニ引揚ケ責任者トシテ立ツ場合

(A) 此場合南軍側カ京津方面ヲ略取シタル余威ヲ以テ張  
ニ対シ下野若ハ滿州立退ヲ要求スルコトナシトセサ  
ルヘキモ張カ滿州ニ引揚ケ専心政治ノ改善ニ従事ス  
ル以上我方ハ南軍側ヲシテ滿州ニ干渉セシメサルヲ  
要ス

### 一 東方會議

(二) 北支ノ政權カ南方派ニ歸セシ場合ノ对滿州方策

スルニ今後ノ形勢ハ閻錫山、馮玉祥等ノ出処如何ニ依リ決  
セラルヘク愈々奉天軍ノ不利確カトナラハ茲ニ初メテ張作  
霖ノ閩内引揚ノ問題具体化スヘシ此ノ場合張ニ代リテ京津  
方面ニ進入シ来ルヘキ馮、閻等ノ諸軍ノ態度如何ハ今日ノ  
所固ヨリ不明ナルモ閻錫山ハ大体ニ於テ蒋介石ト共同ノ態  
度ニ出ツヘシト想像セラレ又馮玉祥ハ大体ニ於テポロジン  
等ト接近ヲ続クルニ非スヤト思ハル而シテ閻錫山及蒋介石  
ハ南軍ノ京津地方略取ノ後ニ於テ果シテ武漢政府ト全然手  
ヲ切り得ヘキヤ猶疑問ナルカ

(イ) 若シ蒋介石カ武漢政府ト完全ニ絶縁シ之ニ對シ攻撃的  
態度ニ出ツル場合ニハ蔣自身ノ地位カ危険トナルカ然  
ラスンハ蔣介石、閻錫山等ノ南京側ト馮玉祥、唐生智  
等ノ武漢側トハ長江沿岸ノミナラス北支ニ於テ烈シク  
相抗争スルコトトナルヘシ

(ロ) 若シ蔣介石カ武漢政府ト完全ニ絶縁シ得サル場合ニハ  
前記武將等ハ大体協調ヲ保チテ北支ノ時局ヲ收拾スル  
ニ努ムヘク場合ニ依リ張作霖ニ下野ヲ迫ルコトトナル  
ヤモ測リ難シ

(二) 北支ノ政權カ南方派ニ歸セシ場合ノ对滿州方策

(B)張カ其ノ軍ノ余力ヲ收拾シテ再ヒ決戦ヲナサントス  
ル場合ニハ我方トシテハ其ノ無謀ヲ嚴重警告シテ滿  
州ノ善政第一ヲ方針トナサシムルコト必要ナリ

(C)又南軍側ニ於テ宣傳暗殺等ノ方法ニ依リ東三省内部  
ノ攪乱ヲ策スル場合ニハ我方ハ兵力及警察力ニ依リ  
滿鉄付屬地ノ治安確保ニ最善ノ努力ヲナスコト必要  
ナリ

(D)東三省政情安定ノ為我方ニ於テ南方側及奉天派ノ間  
ニ介在シテ如何ナル態度方針ヲ採ルヘキヤ

此ノ点ニ付テハ元來支那ノ政争ニ立入ルコトハ成ル  
ヘク之ヲ避クルコト得策ナルモ南方側カ余リニ非常  
識ノ手段ニ依リ滿州ノ治安ヲ攪乱セントスル場合ニ  
ハ結局我ニ弓ヲ引クノ局面ニ到達スルノ趨勢ニ在ル  
モノト云フヘク我方トシテハ之ニ嚴重ナル警告ヲ与  
ヘテ斯ル陋劣ナル手段ヲ中止セシムルコト毫モ差支  
ナカルヘシ

(3)張作霖カ京兆ニ大軍ヲ集中シテ抵抗ヲ試ムル場合  
張カ京兆ニ於テ最後ノ抵抗ヲ試ミ夫カ失敗ニ帰スルト  
キハ滿州ハ南軍ノ侵入或ハ第二ノ郭松齡ノ出現ニ依リ

ノ条約協約契約等廢棄乃至改訂等ヲ提議シ来ルヘク其ノ  
結果列國ト支那トノ間ニ滿州問題ヲ始メトシテ海關、塩  
務、郵政等ノ諸問題ニ付意見ノ衝突ヲ来スヤモ測リ難キ  
ニ付是等ニ對シ我方トシテハ今日ニ於テ之カ對策ヲ講シ  
置クコト緊要ナリ

三、在奉天吉田總領事ノ北支時局ニ關スル意見  
(昭和二年六月上旬)

(一)北支及滿州ニ關スル政局觀測及我對策

奉天軍ハ兵ヲ直隸ニ集中シテ猶暫時南軍ニ對抗スヘキモ  
士氣阻喪人心離反早晚敗亡ヲ免ルヘカラサルカ

(1)張作霖カ身ヲ以テ亡命スル場合

(イ)張ノ後継者トシテハ或ハ楊宇霆ヲトノ想像モアルヘ  
キモ楊ハ仮令一時張ノ後継者タリ得トスルモ結局彼  
ハ張作霖一味ノ者ノ排撃ヲ受クルニ至ルヘク又王永  
江其ノ他ノ文官派ヨリモ好感ヲ以テ迎ヘラレサルヘ  
キ懸念アリ

(ロ)恐ラク張作霖ハ危機迫ルト見ルニ於テハ單身北京ヲ  
脱出シテ東三省ニ逃ケ込ムヘク逃ケ損セハ東三省軍

收拾スヘカラサル状態ニ陥ルヘキカ其際ハ帝國政府ハ  
大正十三年秋奉直戰ノ場合ニ於ケルカ如ク南軍側ニ對  
シ嚴重ナル警告ヲ与ヘ之ニ基キ行動シテ差支ナシト存  
ス

(4)滿州問題ニ對スル結論

要スルニ純理論ハ別トシテ滿州カ南軍ノ手ニ帰セハ我  
方ノ利益カ危殆ニ赴クコトナキヲ保セス又一旦滿州首  
腦部ノ更迭ヲ我ニ於テ黙過スル先例ヲ作ル時ハ今後屢  
々之ヲ繰返スモノト覚悟セサルヘカラサルト共ニ奉天  
派ナルモノハ其根抵相当強キモノアルカ故少クトモ差  
當リハ之ニ根本的變革ヲ施ササルコト滿州ノ治安保持  
上得策ナリト思考ス

(二)對南方政權態度

南京政府樹立後モ武漢政府ハ依然露國指導ノ下ニ在リ又  
南京政府ハ然ラサルモノノ如ク認メラレ居ルモ果シテ斯  
ノ如キ截然タル區別カ將來ニ於テ徹底スヘキヤ否ヤハ今  
後ノ發展ヲ見届クルノ外ナキ次第ナルカ今後南京政府側  
カ反共產ノ旗幟ヲ鮮明ニシ全然露國ト關係ヲ斷ツ場合ニ  
於テモ國民政府過去ノ遣口ニ顧ミ列國ニ對シ恐ラク從來

閩中最モ如才ナキ吳俊陞ハ閩道ニ依リテ滿州ニ走リ  
王永江其他ヲ包容シテ政權維持ニ努ムヘシト考フ  
(2)張作霖カ無事ニ閩外ニ引揚ケ余力ヲ以テ再ヒ決戦ヲ試  
ムル場合

(イ)斯ノ如キ場合ニハ帝國政府ハ北支ノ動揺ヲ東三省ニ  
波及セシメサルノ決意ヲ以テ列國ヲ誘ヒテ北清事變  
最終議定書ニ基キ北京海濱間ノ交通維持ノ名義ノ下  
ニ京奉線ヲ南北兩軍ニ使用セシメス天津二拾支里以  
内ニ支那軍隊ノ接近駐留ヲ禁シ以テ北支ノ動亂ヲ京  
奉線ニ依リテ滿州ニ波及スルコトヲ防止スルコト必  
要ナリ

(ロ)又將來奉天軍ノ敗竄兵等カ滿州ノ治安ヲ紊サントス  
ル場合ニハ支那鐵道ノ主要地点ヲ我カ陸軍ヲ以テ一  
時占領シ鐵道ハ全然支那軍隊ノ使用管理ヨリ離脱セ  
シメ次第ニ依リテハ奉天兵工廠ヲ一時差押ルノ挙ニ  
出ツルヲ要ス

(ハ)右ハ要スルニ軍閥私闘ノ為ニ東三省ノ治安ヲ攪乱セ  
ラルルコトハ我方ノ堪ユル所ニ非ルコトヲ明ニスル  
所以ニシテ又他日東三省政府ノ実權者確定ノ場合右

鐵道ノ還付ヲ条件トシテ滿蒙開發ニ関スル我カ要望ノ実行ヲ促スノ用意ナリトス

## (二)支那全般ニ対スル方策

(イ)南北政情ノ不安定ハ一ニ軍閥私闘ノ致ス処ニテ此儘ニセハ百年ニシテ猶且治平ヲ見ルコト難カラム人或ハ支那国民ノ正当ナル要望ニ副ハムト云ヒ又支那自身ヲシテ支那ヲ治メシメムト云フト雖モ民國ノ初年以來十余年騷亂熄ム時ナク南方国民政府出現以來擾亂更ニ甚シ惟フニ南北軍何レカ政權ヲ握ルモ暴政依然タルヘク從テ南北妥協ニ望ヲ囑シ若ハ彼等カ為ス儘ニ放任シテ支那ノ治平ヲ求ムルモ遂ニ空望ニ終ルヘシ殊ニ近ク張作霖カ京兆方面ニ大軍ヲ集中シテ最後ノ決戦ヲ試ムルカ如キ場合ニモ立至ラハ京兆カ兵禍ヲ蒙ムルハ勿論滿州ニモ由々數キ事態ノ生スルナキヲ保セス

(ロ)此ク考フルトキハ帝國政府ハ張カ京兆ニ大決戦ヲ試ミントスル場合ハ固ヨリ然ラサルトキト雖モ場合ニ依リ列國ニ提議シテ先ツ以テ軍閥私闘ヲ禁スルノ舉ニ出テムコトヲ要望ス素ヨリ右ハ内政干渉ノ一端タルヘキモ右ハ列國カ各自國民經濟ニ対スル自衛權ノ發動ニシテ

將又支那生民ヲ兵火ノ慘害ヨリ免レシムル人道的見地ヨリ已ムヲ得サルニ出テ然モ政權ノ何人ニ歸スルカハ一二支那輿論ノ向背ニ委ヌルニ於テハ干渉必スシモ不可ナラス

(ハ)万一南北兩軍閥カ停戦要求ニ聽從セスハ主要鐵道兩端ヲ占領シ進ンテハ兵工廠ノ管理及ヒ軍器輸入禁止ヲ履行シ之カ費用ハ押収鐵道ノ収益ニ依リテ弁スレハ可ナリ

右ハ素ヨリ列國協同ノ動作ニ依ルヘク殊ニ英國トノ完全ナル了解ヲ必要スヘキカ最モ注意スヘキハ列國ヲシテ我提議ノ万々已ムヲ得サルニ出テタルヲ諒解セシムヘキ時機ニ於テ之カ協議開始ヲ要スルノ点ナリ

## (三)滿州懸案解決ノ一方法

近来奉天官憲ハ狎テ我ノ恐ルヘキヲ知ラス我帽児山領事分館ノ設置ニ反対スル等不都合ナル態度少ナカラス今ニシテ彼等ノ十分ナル反省ヲ促スコト必要ナルニ付テハ右帽児山分館問題ヲ打通線及海吉線抗議ニ結付ケ表面鐵道問題ヲ主トシ分館問題ハ從トシテ交渉シ彼等ニシテ反省ノ実ヲ示サスハ奉天軍カ北支ノ軍事ニ没頭セル此際京奉

線ト奉天城並兵工廠トノ連絡ヲ絶ツノ危險ヲ感知セシムル為京奉線ノ我奉天付屬地通過ヲ差止メ皇姑屯及瀋陽駅トノ直接連絡線路ヲ撤退スルコトヲ仄カスコトハ他方四洮洮齊兩線ト滿鉄トノ業務連絡ヲモ促進セシムルニモ効アリ一石二鳥ノ結果アルヘキカト考ヘラル

## 四、在哈爾濱天羽總領事意見(昭和二年五月三十一日)

### (一)滿蒙問題解決ノ方針

#### (イ)懸案處理ノ對策

##### (A)滿州懸案交涉渋滞ノ原因

滿州ノ懸案カ山積シ居ルコト今日ノ如キハナシ此等ハ何レモ交渉ノ相手方タル張作霖ノ橫暴ニ起因ス彼ノ暴慢ナル態度ハ左ノ三原因ニ基ク

(1)張ノ東三省統制漸ク長キニ互リ其勢力ノ強大ヲ來セル結果我方ヲ侮蔑シ始ムルニ至リシコト

(2)近来支那全般ニ利權回收運動起リ為政者ハ民衆ニ迎合スル為好ンテ對外強硬政策ヲ採ラムトスル傾向アルコト

(3)奉天派カ財政窮乏ノ為問題解決毎ニ之ヲ利用シテ

利得ヲ占メムトスル底意アルコト

#### (B)滿蒙懸案解決ノ方策

懸案解決促進ノ為東三省權力者ニ対シ講スヘキ手段トシテ考慮セラレ得ヘキモノ左ノ二者ナリ

(1)威力ヲ以テ圧迫ヲ加フルコト

(2)利欲ヲ以テ誘惑スルコト

右ノ内政府トシテハ(2)ニ依ルヲ得サルヘク幸ニ今ヤ東三省隨處ノ人民ハ張作霖ニ怨声ヲ放チ居ル有様ナレハ(1)ノ方法ニ依ルコト即チ今日彼ニ威圧ヲ加フルモ省民ノ反感ヲ摘発スルコトナク時ニハ却テ其ノ歡迎ヲ受クルコトモアルヘシト存ス

又張作霖カ多年好誼ニ感シ居ル田中首相カ廟堂ニ立チタル此際ハ我方ヨリ懸案解決ノ友誼的忠告ヲ試ムルニ最モ好機ナリトモ思考セラル勿論諸懸案ハ個別的ニ交渉スルモ到底解決ノ見込ナキヲ以テ一括シテ交渉スルヲ得策トスヘク彼若シ我忠告ヲ聞カスンハ之ニ威力ヲ加ヘテ非違ヲ正スノ外ナカルヘシ但シ右忠告ヲ為スノ時機ハ奉天派ノ形勢非ニシテ張カ關外ニ引揚クル時ヲ以テ最良トナスヘシ

(口) 滿蒙ニ於ケル邦人進展ノ方策

(A) 滿州ニ於ケル事業不振ノ原因

今日滿州ニ於ケル邦人ノ施設及事業ノ不振ノ重大ナル原因トシテ左ノ二点ヲ挙ケ得ヘシ

(1) 滿州ニ有力ナル商工業者来ラサルコト

(2) 土地關係其他商工業經營ノ基礎タル權利確定セス權利利益ノ保護不十分ナリシコト

(B) 右ニ對スル方策

(1) ノ対策ハ左ノ二点ニ歸着ス

(甲) 經驗アル企業、技術者及豊富ナル資本ヲ誘致スルコト若シ財界ノ現状ニテ新ナル有力ノ資本家ノ誘致カ困難ナリトセハ滿鉄ニテ事業ヲ援助保障セシムルコト

(乙) 政府ニ於テ邦人ノ生命財産及事業ニ對シ一層強固ナル保護ヲ与フルコト

(2) ノ対策トシテハ左ノ二案ヲ実行スルノ要アリ

(甲) 南滿ニ對スル商租權ノ解決

(乙) 次テ商租權ヲ北滿ニモ認メシムルコト

(二) 北滿問題ト対策

国境外ニ出兵スルコト能ハサルモノト見縊リ居ルカ故ニ張作霖ノ勢力カ急ニ變動ヲ受ケサル限り支那ノ對露圧迫ハ益々加ハルヘシ

(2) 露国側今後ノ態度ハ暫ク隱忍シテ漸次南軍ノ發展ヲ待テ徐ロニ張ノ暴圧ヲ制セムトスルモノノ如シ

(口) 北滿ニ於ケル日本ト露支トノ關係

(A) 日露關係

北滿ニ於テ日露間ノ利害關係ノ衝突スルハ鐵道問題及東支、滿鉄間ノ競争問題ノ二者ナリ

(1) 鐵道問題

今ヤ洮昂線、呼海線及滿鉄ノ北滿鐵道計画等ニ對スル露国側ノ危惧ノ念ハ幾分力薄ラキタル形ナリ然レトモ将来長大、吉会、索倫線等ノ計画セララル時ハ或ハ一問題ノ起ルヲ免レサル可キカ

(2) 東支滿鉄間ノ競争

之ハ主トシテ貨物ノ争奪ナルカ最近兩鐵道互讓シテ運賃ノ協定ヲ遂ケムトスル機運見ユルニ至レリ大局ヨリ云ヘハ日露關係ハ只今ノ処親善ニ向ヒ居リ此上トモ意外ノ事態生セサル限り之ノ状態ハ継続ス

(イ) 北滿ニ於ケル露支關係

(A) 露国ノ極東政策

露国ノ極東政策ハ(一) 浦潮發展ト(二) 沿海州經營ナリ而シテ(一)ノ目的ノ為ニハ東支鐵道ノ經營ヲ(二)ノ目的ノ為ニハ北滿侵略ノ志ヲ捨テサルコト今日モ帝政時代ト変ルコトナシ

(B) 勞農露国ノ對支政策

(1) 一般對支政策ハ赤化即チ無産階級ノ専制、共產主義ノ実行ニアリ之カ為ニ支那國民運動ヲ利用シツツアリ

(2) 對北滿特殊政策

北滿ニテハ露国ハ東支鐵道其ノ他多クノ利權ヲ有スル關係上特殊ノ政策ヲ採リツツアリ即チ此方面ニテハ冷静ナル態度ヲ持シテ現状維持ニ努メ支那人ノ利權回收運動ノ鋒先ヲ避ケムトシツツアリ

(C) 東支鐵道問題

近来支那ハ東支鐵道關係利權ノ回收ヲ試ミ着々其ノ効ヲ收メツツアリ

(1) 支那側今後ノ態度如何ト云ヘハ支那ハ露国カ其ノ

ヘシ

(B) 日支關係

近年奉天派ノ横暴ト背信甚ク之カ為我方ノ張作霖ニ對スル同情薄ラキ行クノ状ナリシカ最近奉天派ノ形勢不利トナリタル為張ハ我方ノ歛心ヲ得ルニ努メ北滿ノ張煥相一派又我方ノ感情ヲ顧慮スルニ至リ金円取締モ緩カトナリ来レリ然レトモ支那側ノ利權回收熱カ和ラカサル限り日支間ノ疎隔ヲ来ス原因依然存スト云フヘシ

(イ) 北滿問題ニ對スル我方策

支那ノ利權回收熱ヲ利用シ支那側ヲシテ北滿ニ於ケル露国ノ利權ヲ回收セシメ更ニ之ヲ我方ニ繼承スルノ考ヘハ普通ノ平和ノ手段ヲ以テシテハ到底実行不可能ナリ從テ将来右目的ニ都合ヨキ機會到来ノ予想付カサル限り支那側ノ利權回收熱ヲ煽動スルハ余程ノ考慮ヲ要ス、此際寧ロ現ニ直面スル左ノ諸問題ニ對スル方策ヲ立ツルノ要アリ

(A) 北滿ノ露支抗争ニ對スル我態度

(甲) (1) 現在ニテハ日本カ支那ノ尻押シヲ為サストモ露

馮玉祥モ武漢政府スラカ一律ニ之ヲ唱ヘアリ然レトモ共產主義撲滅ノ真ニ要求スル点ハ露國勢力ノ支那侵略ヲ驅逐スル処ニアリ南方諸勢力ハ果シテ之ヲ実行スルノ誠意アリヤ武漢政府ヤ馮ハ論スル迄モナシ蔣ノ真意ハ果シテ如何単ニ共產主義ヲ止メタリト云フ看板ノ塗り替ヘヲ見テ直ニ此對露關係ヲ忘却セントセハ大ナル誤ナリ今日對露關係ヲ離レテ真ノ對支政策ハナキ筈ナリ

一、南京政府ヲ如何ニ見ルカ

南京政府ハ共產主義反對トハ宣言セリ然レ共露國勢力トノ絶縁ハ未タ明ニ言明セス勿論未タ実行セス「ボロヂン」ノ排斥ハ単ニ勢力争ヒノ為ナラサルナキカ蔣ノ軍中ニ尚現存スル露國ノ派遣者ハ之ヲ如何ニ見ルヘキカ北京ニ於ケル押収書類ノ証明スル処ニヨレハ露國ノ支那ニ對スル政策ハ極メテ明確ニシテ南方ニ派遣セラレアル者ハ其政策遂行ノ使命ヲ有スルモノタルコトハ明瞭ノ事實ナリ南京政府ハ口ニ共產主義ノ撲滅ヲ高唱シツツ未タ戈ヲ當ノ敵タル武漢政府ニ向ケス又是等露國政府派遣者ヲ処分スルコトナクシテ只管北方勢力ノ擊滅ニノミ没頭シア

國ハ支那ノ圧迫ニ對シ受身ノ姿ナルノミナラス(2)支那ノ北滿ニ於ケル利權回収運動成功セハ支那ハ次ニ南滿ニ於ケル我勢力ノ驅逐ニ取掛ルニ相違ナク(3)又支那ハ東支鉄道ヲ完全ニ經營スル能力アリヤ否ヤ疑ハシクカ為我カ重要ナル世界交通路カ遮キラルルノ虞モアルカ故ニ東支ヲ中心トスル露支ノ抗争ニ干与シ殊ニ支那側ノ東支回収ヲ煽動スルカ如キハ斷シテ差控フヘキナリ尚此方面ニ付テハ露支共ニ神經過敏トナリ居ルニ付キ我官民ハ充分言動ヲ慎ムルノ要アリ

(乙)又若シ將來支那側ノ東支鉄道強力回収企図等ノ為東支ノ經營力混乱ニ陥ラハ列國ハ当然其ノ政府及人民ノ權利利益擁護ノ為共同シテ適切ナル手段ヲ講スヘク又若シ列國ニシテ右意向ナキ場合ト雖モ我方ハ居留民保護其他ノ自衛上ノ理由ニ依リ東支南線ノ交通安全ヲ確保スルノ必要アルヘシ

(B)北滿ニ於ケル我方ノ事業又ハ利權ニ関スル方策

此等ノ内容トシテハ東支沿線ノ森林、哈爾濱ノ電氣其他ノ企業及本邦貨幣ノ流通等ノ外挙クヘキ程ノモ

ノナキカ支那側ノ根本策ハ此等我勢力ヲ驅逐セムトスルニ在ルヲ以テ支那官憲ノ暴政ハ今後モ繼續スヘキカ我方トシテハ露支ノ抗争ヲ利用スルカ張作霖ノ勢力動搖ニ乗シ之ニ威圧ヲ加フルノ外良策ナカルヘシ

(C)邦人ノ北滿進展策

北滿ノ邦人ノ勢力貧弱ナルコト驚ク許リニテ全体ノ投資額モ僅ニ三千三百万円程ニテ此等モ漸次退歩ノ傾向アル処從來ノ經驗ニ徴スルモ邦人ノ地歩獲得ハ大資本ヲ有スル団体ノ力ニ依ルノ外ナシ從テ我對策トシテハ滿鉄ノ事業施設ヲ北滿ニ及スカ又ハ有力ノ企業家ヲシテ滿鉄ノ後援、保証ノ下ニ事業ニ着手セシムルノ外途ナカラム

五、当面ノ對支問題研究上顧慮スヘキ要点

昭和二年六月十日

松井七夫

一、共產主義ト露國勢力ノ支那侵略

共產主義ノ撲滅ハ最早何人モ異論ナキニ至レリ蔣介石モ

一、北方勢力存在ノ意義

北方勢力ハ兎ニ角露國勢力ヲ支那ヨリ驅逐スル事ニ就テハ唯一ノ真劍ナルモノナリ故ニ之ヲ保存スル事ハ支那ノ為ニモ列國ノ為ニモ極メテ緊要ノ事ナリ万一方カ完全ニ此目的ニ邁進スル者タランニハ支那ノ為ニハ或ハ北方勢力ノ保存ハ必スシモ必要ナラサルヤモ知レズ然レ共尚日本トシテハ南方ノ主張カ日本ニ及ホス結果ヲ慎重ニ考察スルノ要アリ況ンヤ今日南方ノ真意ニ尚幾多ノ疑問ノ余地アルニ於テオヤ北方ノ実力ハ今ニモ擊滅セラレハシト觀察スルモノアラハ夫ハ誤解ナリ今日一勢力トシテ敵然存在スル事ハ事實ナリ

一、北方勢力内容ノ吟味

南方ハ曰ク北方ハ馬賊ナリ封建軍閥ナリ國民ノ敵ナリ倒ササルヘカラスト而シテ日本ノ一部ニモ直ニ之ニ共鳴スルモノアリ果シテ然ルカ張作霖カ欠点多キ男ナル事ハ事實ナリ現代ニ理解之シキ事モ事實ナリ而シテ南方ハ恰モ張作霖ノ一輩一笑ニヨリ北方ハ右ニ左ニ播キ廻サレアリト見做シ日本人亦是ニ共鳴ス然レ共事實ハ即チ然ラス北方ニモ新進ノ理解者多数存在シ常ニ正シキ軌道ニ進マシ

メツツアリ唯時々張作霖ノ性格ニ基ク突飛ノ脱線アリ南方ハ直ニ之ヲ指摘シテ之ヲ北方ノ全部ナリト宣伝シ夫レ故ニ作霖ノ下野ヲ必要ナリト高唱ス日本人中ニモ不知不識此巧ニシテ機ニ投シタル宣伝ニ引入レラルモノアリ然レ共張作霖アルカ故ニ北方カ理解アル政治ヲ行フ能ハスト考フルハ全ク根本的觀察ノ誤ナリ

北方勢力ハ作霖ヲ中心トシテ保持セラル作霖ヲ卻クル事ハ即チ北方勢力ノ崩壊ヲ意味ス作霖ハアノ通りノ人物ナルニ拘ラス北方ヲ結束シ其勢力ヲ保持スルハ作霖ノ外ナク他人ヲ以テ換ユレハ北方勢力ノ分裂ヲ招来ス此ノ如キ事ハ文明国ニハ理論トシテ通用セサルヘキモ之ハ動カスヘカサル事実ナルヲ如何セン北方ノ実情ヲ研究シタルモノハ何人モ首肯スル処ナリ南方モ此機微ヲ洞察シアルカ故ニ極メテ巧ニ此ニ道理付ケテ作霖ノ排斥ヲ呼号シ而シテ其真意ハ北方勢力ノ崩壊ヲ策スルナリ北方勢力ノ保持ヲ必要ト認ムル日本ノ一部論者カ此際北方ノ頭首ヲ理解アル者ト置キ換ユレハ更ニ北方ヨリ善クヨリ強クナラシメ得ヘシト考ヘ不知不識南方ノ此策戦ニ引入レラル事ナキカ

### 一、蔣、張、閻ノ新連盟ト三民主義

蔣ノ真意如何ニ拘ラス曩ニ南北意見ノ交換ニヨリ共產主義撲滅露国勢力ノ驅逐停戦シテ各其勢力範囲内ヲ整理シ善政ヲ布キ以テ政治的統一ノ準備ヲナス事ノ方針一致セシ以上此際反共產ノ大目的ノ為新連盟ヲ成立セシムルハ極メテ必要ナリトス此処ニ一ノ問題ハ三民主義ノ事ナリ此ノ如キ新連盟ノ永続性ニ付疑ヲ抱クモノ多シ矣然リ畢竟スルニ勢力争ハ止マサルヘシ然レトモ将来此連盟ノ各分子ハ斯クテ平和的対立ノ姿勢ニ立チ武力ノ争鬪ヲ善政ノ競争ニ変セシメ少クモ今後一勢力カ他ノ勢力ヲ武力ヲ以テ撃滅セントスル口実ヲ得ルニ困難ナラシムルノ利アルヘシ

南方ハ三民主義ヲ絶対ノ一枚看板トス北方ハ三民主義中ニハ一步踏ミ超ユレハ共產主義ニ走ルノ危険ハ感シアルモ然シ乍ラ三民主義ニハ反対ニアラスト称シアリ唯三民主義カ絶対ニシテ全部ナリトハ認メス故ニ三民主義ニ反

南北妥協ニ対スル南方側ノ条件トシテ伝ヘラルル作霖ヲ下野セシメ楊宇霆ヲ以テ代ヘントスル考案ハ甘ク行ケハ北方勢力ノ崩壊トナリマカリ違ツテモ作霖ト楊トヲ離間シ由テ以テ北方ノ智能日本ノ理解者ヲ排斥スル事ニ役立つ云フ魂胆ナラサルナキカ露都ニ於テ「カラハン」カ此置キ換ヘヲ可トスル事ヲ日本官吏ニ言明セルモ妙ナラヌヤ

### 一、奉軍ノ関内進出

奉軍ノ関内進出ヲ以テ人ハ一モ二モナク作霖ノ野心ト云フ是レ亦果シテ然ルカ日本ノ希望ヨリスレハ奉軍ハ東三省ヲ固メ関内ニ進出セサルヲ最モ便トスヘシ之レ先年王永江ノ絶対保境安民論カ日本人ノ意向ニ投シタル所以ナリ然レ共奉天ノ新進ニシテ大勢ヲ達観スル者ハ支那ノ中原ヲ露国勢力ノ侵略ニ委スヘカラス之カ為ニハ力ノ許ス限り之ヲ防カサルヘカラスト決意シアリ故ニ苟モ同志ヲ得ハ毎々之ト連盟セント期シツツアリ張吳連盟モ今日企図セラレアル蔣、張、閻ノ新連盟モ全ク之カ為ナリ第三者ハ柄ニナシト冷笑シ得ヘシ當事者ニ取りテハ真剣ノ問題ナルヘシ

對セサル者ハ凡テ国民党トナルヘシトノ南方ノ主張ハ承認セス又全国一党トナリ一党ノ專制ハ宜カラス之レ即チ露国主義ノ暴露ト認メ二党ノ対立ヲ適當トスト主張シアリ

以上ノ研究ニ基キ日本トシテ考慮スヘキハ

一、北方勢力ハ打破スヘキヤ保存スルヲ可トスヘキヤ  
一、張作霖ノ下野楊宇霆ヲ後継者トスル等ノ説ハ其真意北方勢力ノ破壊即チ日本勢力ノ驅逐ニアラサルナキカ之レ即チ露国ノ計画指導スル処ニアラサルナキカ日本ハ南方ヲ過信シ露国勢力ノ驅逐等ト泰平樂ヲ唱ヘアル間ニ自己勢力ノ撲滅ヲ自ら手引キスルノ愚ニ陥ルナキヤ  
北方ハ赤化防止ノ点ハ大丈夫ナリ故ニ放ツテ置クモ可ナリ（少シハイヂメテモ可ナリ）南方ハ未タ危険ナリイヂメテハ復タ露国ニ走ル恐レアリ故ニ成ルヘク大事ニ少シノ無理ハ目ヲ瞑ロート云フカ如キ觀念若シモ萌シアリトセハ其結果ハ如何